

交 運 甲 達 第 2 号
交 企 甲 達 第 1 7 号
交 規 甲 達 第 6 号
平 成 1 8 年 5 月 1 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福井県警察本部長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）は、平成16年6月9日に公布されたところであるが、改正法のうち「運転者対策の推進を図るための規定の整備」に係る改正項目については、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行されることとなる。また、平成17年5月27日には道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）が公布された。

さらに、今回、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第4号）、自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成18年内閣府令第5号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成18年内閣府・国土交通省令第1号）、指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第1号）、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第2号）、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第3号）、運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第4号）、指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第5号）、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（平成18年国家公安委員会規則第6号）、指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則（平成18年国家公安委員会規則第7号）、道路交通法施行規則第33条第4項第1号八の規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号二の規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置の一部を改正する件（平成18年国家公安委員会告示第4号）が平成18年2月20日に公布され、一部を除き、施行日から施行されることとなった。

今回の規定の改正は、中型免許の新設等に伴うもので、道路交通法施行規則及び関係規則等の整備に係るものであり、その改正目的は、最近の貨物自動車による事故件数が顕著に高いことを受けて、その事故防止を図ることである。

これらの改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、その内容を了知の上、所期の目的を達成するため、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、官報の写しを添付するので参考とされたい。

別紙

(凡例)

- 「法」 : 改正法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)
- 「旧法」 : 改正法による改正前の道路交通法
- 「令」 : 改正政令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)
- 「旧令」 : 改正政令による改正前の道路交通法施行令
- 「府令」 : 改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)
- 「旧府令」 : 改正府令による改正前の道路交通法施行規則
- 「標識令」 : 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府建設省令第3号)
- 「改正指定規則」 : 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第1号)
- 「改正届出規則」 : 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第2号)
- 「届出規則」 : 改正届出規則による改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第1号)
- 「旧届出規則」 : 改正届出規則による改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
- 「改正技能規則」 : 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第3号)
- 「技能規則」 : 改正技能規則による改正後の技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)
- 「旧技能規則」 : 改正技能規則による改正前の技能検定員審査等に関する規則
- 「改正講習規則」 : 運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第4号)
- 「講習規則」 : 改正講習規則による改正後の運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員規則第4号)
- 「改正教習規則」 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第5号)
- 「教習規則」 : 改正教習規則による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(平成10年国家公安委員会規則第13号)
- 「旧教習規則」 : 改正教習規則による改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則
- 「改正認定規則」 : 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(平成18年国家公安委員会規則第6号)
- 「申出規則」 : 指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則(平成18年国家公安委員会規則第7号)

第1 専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）等の事故防止に係る規定の整備

1 自動車の種類に関する規定の整備

(1) 趣旨

最近の交通死亡事故の第一当事者の状況をみると、

- ・ 貨物自動車の車両保有台数当たり及び走行距離当たりの死亡事故件数は他の四輪以上の自動車よりも高く、また、近年の諸対策による死亡事故の抑止効果も低い
- ・ 車両総重量5トン以上8トン未満の自動車（普通自動車のうち車両総重量の上限に近い層のもの）及び車両総重量11トン以上の自動車（大型自動車のうち特に車両総重量の大きな層のもの）の保有台数当たりの死亡事故件数が顕著に高い等といった特徴がみられる。

そこで、貨物自動車による事故防止を図るため、自動車の種類として中型自動車新たに創設されたものである。

(2) 内容

自動車の種類として中型自動車を新設したことに伴い、自動車の種類は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車（側車付のものを含む。）、普通自動二輪車（側車付のものを含む。）及び小型特殊自動車の7種類となった（法第3条）。また、大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分の基準が以下のとおり定められた（府令第2条）。

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	乗車定員
大型自動車	11トン以上	6.5トン以上	30人以上
中型自動車	5トン以上 11トン未満	3トン以上 6.5トン未満	11人以上 29人以下
普通自動車	5トン未満	3トン未満	10人以下

2 運転免許に関する規定の整備

(1) 趣旨

自動車の種類として中型自動車を新たに創設し、これに対応する免許として中型免許、中型第二種免許及び中型仮免許が新設されたものである。

(2) 内容

ア 運転免許の改正（法第84条）

免許の種類として、新たに中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）が設けられた（法第84条第3項から第5項まで）。

この結果、第一種免許は、大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型免許、普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型特殊自動車免許（以

下「大型特殊免許」という。)、大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」という。)、普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」という。)、小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)、原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。))及び牽引免許の9種類、第二種免許は、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、中型第二種免許、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)、大型特殊自動車第二種免許及び牽引第二種免許の5種類、仮免許は、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型仮免許及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。))の3種類となった。

イ 第一種免許、第二種免許及び仮免許の改正(法第85条、第86条及び第87条)

(ア) 中型免許、中型第二種免許及び中型仮免許を受けた者が運転することができる自動車等

a 趣旨

中型免許、中型第二種免許及び中型仮免許を受けた者が運転することができる自動車等の種類が定められたものである。

b 内容

(a) 中型自動車を運転しようとする者は中型免許を、道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客運送事業」という。)の用に供される自動車(以下「旅客自動車」という。)のうち中型自動車であることを旅客運送事業に係る旅客を運送する目的で運転しようとする者は中型第二種免許を、中型自動車を運転することができる第一種免許又は第二種免許を受けないで練習等のために中型自動車を運転しようとする者は中型仮免許を、それぞれ受けなければならないこととされた(法第85条第1項、第86条第1項及び第87条第1項)。

(b) 中型免許を受けた者は中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車を、中型第二種免許を受けた者は中型自動車及び普通自動車(旅客自動車であることを旅客運送事業に係る旅客を運送する目的で運送する場合を含む。)、小型特殊自動車及び原動機付自転車を、中型仮免許を受けた者は練習のため又は試験等において中型自動車及び普通自動車をそれぞれ運転することができることとされた(法第85条第2項、第86条第2項及び第87条第2項)。

(イ) 大型免許及び中型免許を受けた者が運転することができない自動車(法第85条第5項及び第6項並びに令第32条の2及び第32条の3)

a 趣旨

大型免許を受けた者が運転することができない大型自動車及び中型自動車並びに中型免許を受けた者が運転することができない中型自動車が定められたものである。

b 内容

(a) 大型免許を受けた者で、21歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年に達しないものが運転す

ることができない自動車（法第 85 条第 5 項及び令第 32 条の 2）

- ・ 自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車
- ・ 令第 13 条第 1 項に規定する自動車（緊急自動車）で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する中型自動車（20 歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）

(b) 中型免許を受けた者（大型免許を現に受けている者を除く。）で、21 歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 3 年に達しないものが運転することができない自動車（法第 85 条第 6 項及び令第 32 条の 3）

- ・ 令第 13 条第 1 項に規定する自動車（緊急自動車）で当該緊急用務のため運転するもの（緊急用務のための中型自動車の運転に関し府令第 15 条の 2 の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う緊急自動車の運転資格の審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する中型自動車（20 歳に満たない者にあつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）

ウ 免許の欠格事由及び受験資格の改正（法第 88 条及び第 96 条）

(ア) 趣旨

貨物自動車による交通事故防止の必要性と受験資格を引き上げること等による社会的影響を勘案し、大型免許及び大型仮免許の受験資格等については、21 歳以上で、中型免許等を受けていた期間が 3 年以上必要であることとし、中型免許及び中型仮免許の受験資格等については、旧法の大型免許及び大型仮免許と同様に、20 歳以上で、普通免許等を受けていた期間が 2 年以上必要であることとされたものである。

また、中型第二種免許の受験資格等については、他の第二種免許と同様とすることとされたものである。

(イ) 内容

a 大型免許等を受けようとする者の要件

(a) 大型免許及び大型仮免許

大型免許及び大型仮免許の受験資格は 21 歳以上（ただし、自衛官にあつては 19 歳以上）で、中型免許等を受けていた期間が 3 年以上必要であることとされた（法第 88 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項、法第 96 条第 2 項及び令第 32 条の 7）。

(b) 中型免許及び中型仮免許

中型免許及び中型仮免許の受験資格は 20 歳以上（ただし、自衛官にあつては 19 歳以上）で、普通免許等を受けていた期間が 2 年以上必要であることとされた（法第 88 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項及び法第 96 条第 3 項並びに令第 32 条の 7）。

(c) 中型第二種免許

中型第二種免許の受験資格は21歳以上で、大型免許等を受けていた期間が3年以上必要であることとされた（法第96条第5項）。

b 中型免許の受験資格の特例

普通免許等を現に受けていない者又は普通免許等を受けていた期間が2年未満の者で中型免許の受験資格を有する者については、自衛隊の自動車の運転に関する教習を行う施設において大型自動車又は中型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官であることとされた（令第34条第2項）。

エ 国外運転免許証の交付（府令第37条の8）

中型免許又は中型第二種免許を現に受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）は、次の区分に従い、国外運転免許証を受けることができることとされた。

中型免許又は中型第二種免許及び牽引免許又は牽引第二種免許	国外運転免許証の表紙2ページの裏（以下「2ページ裏」という。）のB、C、D及びEの各欄に掲げる種類の自動車
中型免許又は中型第二種免許	2ページ裏のB、C及びDの各欄に掲げる種類の自動車

3 大型免許等を受けようとする者の義務に関する規定の整備

(1) 大型免許等を受けようとする者の義務の改正（法第90条の2）

ア 趣旨

大型自動車又は中型自動車を運転する者については、これらの自動車の特性を踏まえ、

- ・ 道路において生じ得る危険を予測して安全に運転する能力
- ・ 路面凍結等悪条件下において安全に運転する能力
- ・ 交通事故の際に応急救護処置を行う能力

が必要と考えられるが、これらの能力は試験で確認することが適切ではないことから、大型免許又は中型免許を受けようとする者にこれらの自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習を受講させることとされたものである。

また、中型第二種免許については、現行の大型第二種免許及び普通第二種免許を受けようとする者に対して、それぞれの免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習の受講が義務付けられていることから、同様の講習を義務付けることとされたものである。

イ 内容

大型免許及び中型免許を受けようとする者（(2)に掲げる者を除く。）は法第108条の2第1項第4号に掲げる講習及び同項第8号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。）を、中型第二種免許を受けようとする者（(2)に掲げる者を除く。）は同項第7号に掲げる講習及び応急救護処置講習をそれぞれ受けなければならないこととされた（法第90条の2第1項第1号及び第4号）。

(2) 大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者（令第33条

の6)

ア 趣旨

大型免許又は中型免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習の受講義務が免除される者が定められたものである。

イ 内容

- (ア) 大型免許又は中型免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習の受講義務が免除される者は、次のいずれかに該当する者とされた(令第33条の6)。
- a 大型免許を受けようとする者については、中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者、中型免許を受けようとする者については、普通第二種免許を現に受けている者(第1項第1号イ)
 - b 受けようとする免許に係る指定自動車教習所の卒業証明書を有する者で、卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないもの(同号ロ)
 - c 受けようとする免許を申請した日前1年以内に、届出自動車教習所が行う当該免許に係る教習の課程であって、公安委員会が、届出規則で定めるところにより指定したものを終了した者(同号ハ)
 - d 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」という。)で大型免許、中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていたもの(同号ニ)
 - e 免許を申請した日前6月以内に中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上のもの(同号ホ)
- (イ) 大型免許又は中型免許に係る応急救護処置講習の受講義務のみが免除される者は次のいずれかに該当する者とされた(令第33条の6)。
- a 普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を現に受けているもの(第1項第2号イ)
 - b 特定失効者で普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けていたもの(同号ロ)
 - c 受けようとする免許を申請した日前6月以内に普通自動車又は普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を受けていたことがある者で、当該外国の行政庁の免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上のもの(同号ハ)
 - d 医師である者(同号ニ)
 - e 法令の規定による免許(医師免許を除く。)で応急救護処置に関係するものを受けている者その他の応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則(平成6年国家公安委員会規則第2号)で定めるもの(同号ホ)

- (ウ) 中型第二種免許を受けようとする者に対するその受けようとする免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置講習の受講義務が免除される者は、次のいずれかに該当する者とされた（令第33条の6）。
 - a 普通第二種免許を現に受けている者（第4項第1号イ）
 - b 中型第二種免許に係る指定自動車教習所の卒業証明書を有する者で、卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないもの（同号ロ）
 - c 受けようとする免許を申請した日前1年以内に、届出自動車教習所が行う当該免許に係る教習の課程であって、公安委員会が、届出規則で定めるところにより指定したものを終了した者（同号ハ）
 - d 特定失効者で大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けていたもの（同号ニ）
- (イ) 中型第二種免許に係る応急救護処置講習の受講義務のみが免除される者は、次のいずれかに該当する者であることとされた（令第33条の6）。
 - (イ) d又はeのいずれかに該当する者（同項第2号）
- (3) 講習終了証明書に関する改正（府令第18条の2）

ア 趣旨

大型免許、中型免許又は中型第二種免許を申請する場合における免許申請書の添付書類について定めることとされたものである。

イ 内容

- (ア) 大型免許の申請者が府令第38条第4項第1号の大型車講習（以下「大型車講習」という。）又は同条第8項第1号の応急救護処置講習（一）（以下「応急救護処置講習（一）」という。）を終了した者であるときは、免許申請書にそれぞれ大型車講習終了証明書及び応急救護処置講習（一）終了証明書を添付しなければならないこととされた。
- (イ) 中型免許の申請者が府令第38条第4項第1号の中型車講習（以下「中型車講習」という。）又は応急救護処置講習（一）を終了した者であるときは、免許申請書にそれぞれ中型車講習終了証明書及び応急救護処置講習（一）終了証明書を添付しなければならないこととされた。
- (ウ) 中型第二種免許の申請者が府令第38条第7項第2号の中型旅客車講習（以下「中型旅客車講習」という。）又は同条第8項第1号の応急救護処置講習（二）（以下「応急救護処置講習（二）」という。）を終了した者であるときは、免許申請書にそれぞれ中型旅客車講習終了証明書及び応急救護処置講習（二）終了証明書を添付しなければならないこととされた。
- (イ) 大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書及び応急救護処置講習（二）終了証明書の有効期間は、それぞれ大型車講習、中型車講習、中型旅客車講習、応急救護処置講習（一）及び応急救護処置講習（二）を終了した日から起算して1年とすることとされた（府令第18条の2）。
- (オ) 公安委員会は、大型車講習、中型車講習、中型旅客車講習、応急救護処置講習

習（一）及び応急救護処置講習（二）を終了した者の申出によりそれぞれ大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書及び応急救護処置講習（二）終了証明書を交付することとされた（府令第38条第15項、別記様式第22の10の2、別記様式第22の10の2の2、別記様式第22の10の5の2、別記様式第22の10の6及び別記様式第22の10の6の2）。

(4) 講習の内容等（法第108条の2第1項第4号及び第7号、府令第38条第4項及び第7項）

ア 趣旨

大型車講習、中型車講習、大型旅客車講習及び中型旅客車講習の内容等を定めることとされものである。

イ 内容

(ア) 大型車講習及び中型車講習は、次に定めるところにより行うこととされた（府令第38条第4項）。

a 講習事項及び講習方法（第1号）

(a) 講習事項

貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識（表第3欄第1号）

夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能（表第3欄第2号）

路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能（表第3欄第3号）

(b) 講習方法

教本、大型自動車又は中型自動車（貨物自動車に限る。）、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと（表第4欄）。

b あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うこと（第2号）。

c 道路における大型自動車又は中型自動車（貨物自動車に限る。）の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること（第3号）。

d 大型車講習のうち、荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行については、a(b)にかかわらず、中型自動車を用いて行うことができる。また、大型車講習又は中型車講習の講習事項のうち、路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能については、a(b)にかかわらず、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用いて行うことができる（第4号）。

e 講習時間は4時間とすること（第5号）。

(イ) 中型旅客車講習は、次に定めるところにより行うこととされた（府令第38条第7項）。

a 講習事項（第1号）

(a) 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に

必要な技能及び知識（同号イ）

- (b) 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能（同号ロ）
- (c) 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能（同号ハ）
- (d) 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識（同号ニ）

b 講習方法（第2号）

教本、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと（表第3欄）。

c あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うこと（第3号）。

d 道路における乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車の旅客を運送する目的での運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること（第4号）。

e a(c)の講習事項については、bにかかわらず、普通自動車を用いて行うことができることとする（第5号）。

f 講習時間は6時間とすること（第6号）。

g 講習を受ける者1人に対し自動車の運転又は運転シミュレーターの使用による講習を行う時間は、1日に3時間を超えないこと（第7号）。

4 運転免許試験に関する規定の整備

- (1) 法第97条第1項第1号に掲げる事項についての試験（以下「適性試験」という。）の実施及び内容の改正等（法第97条第1項第1号及び府令第23条）

ア 趣旨

一般的に視力が一定以下である場合、遠方が見えづらく、道路の状況や他の交通の動静等を迅速に認知することができず、また、深視力に異常があれば、車間距離や障害物との距離の目測、前車の車速等を誤りやすくなるとされている。

運転者にこれらの異常がある場合には、追突事故等につながるおそれがあるため、制動距離が長い上、衝突時の衝撃力が大きい大型の自動車を運転する場合については、旅客の生命を預かる旅客自動車を運転する場合と同じく、より厳しい基準を適用しているところである。

そこで、改正後の適性試験等の科目及び合格基準について検討したところ、貨物自動車のうち保有台数が多い車両総重量5トン、車両総重量8トン及び車両総重量20トンのトラックに係る一定速度からの制動距離についての研究結果から、車両総重量8トンを境として、高速走行時における制動距離が異なってくると考えられることから、車両総重量8トン以上等の自動車を運転することができる大型免許及び中型免許の適性試験等については、現行の大型免許の科目及び合格基準を課すこととされたものである。

また、中型第二種免許の適性試験等については、旧法の第二種免許に係る科目及び合格基準を課すこととされたものである。

イ 内容

自動車等の運転に必要な適性試験の科目のうち、視力及び深視力についての合

格基準は、それぞれ次に掲げるとおりとされた（府令第 23 条第 1 項）。

視力	大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、視力（万国式試視力表により検査した視力で、矯正視力を含む。）が両眼で 0.8 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0.5 以上であること。
深視力	大型免許、中型免許、大型仮免許、中型仮免許、牽引免許及び第二種免許に係る適性試験にあつては、三桿法の奥行知覚検査器により 2.5 メートルの距離で 3 回検査し、その平均誤差が 2 センチメートル以下であること。

- (2) 道路における法第 97 条第 1 項第 2 号に掲げる事項についての試験（以下「技能試験」という。）の実施及び内容の改正等（法第 97 条第 1 項第 2 号、同条第 2 項、法第 96 条の 2、府令第 18 条の 2 の 2 第 4 項及び第 24 条）

ア 趣旨

現行、道路における試験は普通免許、大型第二種免許及び普通第二種免許に係るものについてのみ実施しているところ、大型自動車又は中型自動車の運転特性を踏まえ、限られた試験場のコース内ではなく、実際の道路における交通環境において、周囲の安全確認を確実にを行い、交通の状況を的確に予測して安全に運転する能力を適正に判定する必要があることから、大型免許、中型免許又は中型第二種免許の技能試験についても道路における技能試験を実施することとされたものである。

また、貨物自動車等に係る運転者の技能及び知識の向上を図ることにより、貨物自動車等による事故の防止を推進するため、大型免許、中型免許、中型第二種免許等に係る技能試験の内容を定めるとともに、技能試験において使用する自動車について、最大積載量の他に車長、車幅等を基準として加えることとされたものである。

イ 内容

- (ア) 大型免許、中型免許又は中型第二種免許に係る技能試験は、道路において行うこととされた（法第 97 条第 2 項）。
- (イ) 大型免許又は中型免許若しくは中型第二種免許の運転免許試験を受けようとする者は、大型仮免許又は大型仮免許若しくは中型仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去 3 月以内に 5 日以上、道路において自動車の運転の練習をした者でなければならないこととされた（法第 96 条の 2）。
- (ウ) (イ)の特例
- a 大型免許又は中型免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するものは、運転免許試験を受けることができることとされた（令第 34 条の 2 第 1 号）。
- (a) 法第 89 条第 2 項後段に規定する書面を有する者で、受けようとする免許の種類に応じそれぞれ大型仮免許又は中型仮免許を同項に規定する検査の

時に受けており、かつ、当該検査を受けた日から起算して1年を経過していないもの（同号イ）

- (b) 受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないもの（同号ロ）
- (c) 特定失効者で、技能試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの（同号ハ）
- (d) 技能試験において使用される自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国の行政庁の免許を有する者で、当該外国の行政庁の免許を受けた後当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上のもの（同号ニ）
- (e) 受けようとする免許につき技能試験について府令第24条第5項で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないもの（同号ホ）

b 中型第二種免許の試験を受けようとする者で、次のいずれかに該当するものは、運転免許試験を受けることができることとされた(令第34条の2第2号)。

- (a) 技能試験において使用される自動車を運転することができる第一種免許を現に受けている者（同号イ）
- (b) 中型第二種免許に係る卒業証明書を有する者で、当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないもの（同号ロ）
- (c) 特定失効者で、技能試験において使用される自動車を運転することができる免許を受けていたもの（同号ハ）
- (d) 中型第二種免許につき技能試験について府令第24条第5項で定める基準に達する成績を得た者で、当該試験を受けた日から起算して6月を経過していないもの（同号ニ）

(I) 大型免許、中型免許、中型第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験の項目は、それぞれ次に掲げるとおりとされた(府令第24条第1項)。

大型免許及び中型免許	1 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）における走行（発進及び停止を含む。） 2 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下この表において同じ。） 3 横断歩道の通過 4 方向変換又は縦列駐車
中型第二種免許	旧法の大型第二種免許と同じ。
大型仮免許及び中型仮免許	1 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。） 2 交差点の通行 3 横断歩道及び踏切の通過 4 曲線コース、屈折コース及び坂道コー

	スの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。） 5 路端における停車及び発進 6 隘路への進入
--	--

(オ) 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験については、曲線コースに障害物を設けたものを走行させることにより屈折コースの走行の項目において確認すべき技能の有無を確認できると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができることとされた（府令第24条第2項）。

(カ) 大型免許、中型免許、中型第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験の走行距離は、それぞれ次に掲げるとおりとされた（府令第24条第3項）。

中型第二種免許	6,000メートル以上
大型免許及び中型免許	5,000メートル以上
大型仮免許及び中型仮免許	1,200メートル以上

(キ) 中型仮免許の技能試験の合格基準は、60%以上の成績であることとされた（府令第24条第5項）。

(ク) 大型免許、中型免許、牽引免許、牽引第二種免許、中型第二種免許、大型仮免許及び中型仮免許に係る技能試験において使用する自動車は、それぞれ次のとおりとされた（府令第24条第6項）。

大型免許	最大積載量10トン以上の大型自動車で長さが11メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が6.90メートル以上のもの（運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車（令第13条第1項第2号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。）に限る大型免許にあつては、最大積載量6トン以上の大型自動車で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が4.40メートル以上のもの）
中型免許	最大積載量5トン以上の中型自動車で長さが7メートル以上、幅が2.25メートル以上及び最遠軸距が4.10メートル以上のもの
牽引免許及び牽引第二種免許	牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するための構造及び装置を有し、かつ、専ら牽引のために使用さ

	れる中型自動車で被牽引車(最大積載量5トン以上のものに限る。)を牽引しているもの(キャンピングトレーラその他の車両総重量2トン未満の被牽引車で、セミトレーラ(前車軸を有しない被牽引車であつて、その一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつて支えられる構造のものをいう。)に該当しないもの(以下「キャンピングトレーラ等」という。)に係る牽引免許又は牽引第二種免許を受けようとする者については、キャンピングトレーラ等)
大型第二種免許	乗車定員30人以上のバス型の大型自動車で長さが10メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が5.15メートル以上のもの
中型第二種免許	乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車で長さが8.20メートル以上、幅が2.25メートル以上及び最遠軸距が4.20メートル以上のもの
大型仮免許	最大積載量10トン以上の大型自動車で長さが11メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が6.90メートル以上のもの(自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは技能試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量6トン以上の大型自動車で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が4.40メートル以上のもの又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車で長さが10メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が5.15メートル以上のもの)
中型仮免許	最大積載量5トン以上の中型自動車で長さが7メートル以上、幅が2.25メートル以上及び最遠軸距が4.10メートル以上のもの(乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車を最大積載量5トン以上の中型自動車で長さが7メートル以上、幅が2.25メートル以上及び最遠軸距が4.10メートル以上のもの(乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車を

練習のため又は技能試験等において運転しようとする者については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車で長さが8.20メートル以上、幅が2.25メートル以上及び最遠軸距が4.20メートル以上のもの)

ウ 留意事項

「最遠軸距」とは、最前部の車軸中心から最後部の車軸中心までの水平距離である。

5 指定自動車教習所に関する規定の整備

(1) 指定自動車教習所の指定の区分に関する規定の整備（令第34条の6）

ア 趣旨

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、指定自動車教習所の指定の区分に中型免許及び中型第二種免許が加えられたものである。

イ 内容

指定自動車教習所の指定の区分に中型免許及び中型第二種免許を加えた。

(2) 指定自動車教習所における教習の時間及び方法等の改正（府令第33条、別表第4の1及び第4の2）

ア 趣旨

中型免許、中型第二種免許及び中型仮免許が新設されたことに伴い、指定自動車教習所における教習の時間及び方法等について、所要の改正が行われたものである。

イ 内容

(ア) 大型免許、中型免許及び中型第二種免許の取得に係るコースの基準等が定められた（府令別表第3）。

(イ) 大型免許、中型免許及び中型第二種免許の取得に係る教習時間が定められた（府令別表第4の1及び第4の2）。

(ウ) 大型免許及び中型免許の取得に係る教習の内容が定められた（教習規則第1条第1項第1号及び第2号、同規則別表第1）。

(I) 中型第二種免許の取得に係る教習の内容を大型第二種免許と同様とされた（教習規則第1条第1項第7号及び第8号、同規則別表第4）。

(オ) (ア)から(I)のほか、所要の規定が整備された。

6 その他内閣府令等に関する規定の整備

(1) 自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令関係

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、運転免許経歴証明書の様式が改められた。

(2) 改正教習規則関係

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る指定自動車教習所の指定の基準の細目として、教習科目、教習時間等が定められた。

(3) 改正届出規則関係

大型免許、中型免許及び中型第二種免許を受けようとする者に対して取得時講習の受講が義務付けられることに伴い、大型車講習、中型車講習及び中型旅客車講習の内容に準じ、当該講習に相当する教習の課程の指定の基準が定められた。

(4) 改正技能規則関係

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、大型免許、中型免許及び中型第二種免許に係る技能検定員等の技能及び知識に関する審査の方法等が定められた。

(5) 指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則関係

自動車の種類として中型自動車が新設されたことに伴い、所要の規定の整備がされた。

(6) 運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則関係

自動車の種類として中型自動車が新設されたことに伴い、所要の規定の整備がされた。

(7) 道路交通法施行規則第33条第4項第1号八の規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号二の規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置の一部を改正する件関係

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、所要の規定の整備がされた。

第2 その他の規定の整備

1 中型自動車等が高速自動車国道を通行する場合の最高速度に関する規定の整備

(1) 趣旨

自動車の種類として中型自動車を新設することに伴い、中型自動車等が高速自動車国道を通行する際の法定最高速度が定められたものである。

(2) 内容

中型自動車等が高速自動車国道を通行する際の法定最高速度は次のとおりとされた。(令27条第1項)

ア 次に掲げる自動車100km/時

大型自動車(三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)のうち専ら人を運搬する構造のもの

中型自動車(三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)のうち、専ら人を運搬する構造のもの又は車両総重量が8トン未満、最大積載重量が5トン未満及び乗車定員が10人以下のもの

普通自動車(三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)

大型自動二輪車

普通自動二輪車

イ アの から までに掲げる自動車以外の自動車80km/時

2 電子情報処理組織による道路使用許可の申請書等の提出に関する規定の整備

(1) 趣旨

都道府県警察が道路使用許可に関するオンライン申請等について、知事部局の汎用受付システムを利用した場合においても、同じ汎用受付システムを利用し、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の適用を受ける他の申請等の受理時期と齟齬が生じないようにすることとされたものである。

(2) 内容

道路使用許可のオンライン申請について、知事部局の汎用受付システムを利用できるよう所要の改正が行われた。

(3) 留意事項

当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行することとされた(改正府令附則第1項第1号)。

3 公安委員会の管轄区域を異にして住所変更を行った際の免許用写真の添付に係る規定の整備

(1) 趣旨

現在、公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、免許証の記載事項の変更の届出書に免許用写真を添付しなければならないこととされているが、届出者の負担を軽減するため、都道府県公安委員会規則で定める場合には、写真の添付を省略できることとされたものである。

(2) 内容

公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときであっても、都道府県公安委員会規則で定める場合は、免許証の記載事項の変更の届出書に免許用写真を添付することを要しないこととされた(府令第20条第2項)。

(3) 留意事項

当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行することとされた(改正府令附則第1項第1号)。

4 交通情報の提供に関する規定の整備

(1) 趣旨

インターネットが国民への情報提供の手段として、ラジオ、テレビジョン、新聞紙等の従来のメディアと同等の重要性を持つに至っている状況を踏まえ、公安委員会が交通の安全と円滑を確保するための交通情報の提供手段として、インターネットを用いることができることを明確化することとされたものである。

(2) 内容

インターネットによる交通情報の提供ができることが明確化された(府令第12条の2)。

(3) 留意事項

当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行することとされた(改正府令附則第1項第1号)。

5 添付書類に関する規定の整備

(1) 趣旨

免許に係る手続において必要とされる添付書類について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者に係る取扱いを明確化することとされたものである。

(2) 内容

指定自動車教習所の指定等について、住民基本台帳法の適用を受けない者が申請を行う際に添付する書類として「府令第9条の16第2号の登録証明書等」の写しを加えることとされた（府令第35条第1号、届出規則第2条2項第1号、指定規則第2条第2項第3号及び認定規則第5条第2項第1号）。

(3) 留意事項

当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行することとされた（改正府令附則第1項第1号等）。

6 別記様式（運転免許証の様式を除く。）に関する規定の整備

(1) 別記様式中本籍欄の本籍・国籍欄への変更及び備考の追加

ア 趣旨

別記様式の本籍欄において、住民基本台帳法の適用を受けない者に係る取扱いを明確化することとされたものである。

イ 内容

(ア) 住民基本台帳法の適用を受けない者については、本籍欄に国籍を記載すべき旨の記載を、備考として追加された（府令別記様式第19の3の5）。

(イ) 別記様式中本籍欄に「・国籍」を加えることとされた（府令別記様式第20、技能規則別記様式第1、別記様式第3、別記様式第4及び別記様式第6）。

ウ 留意事項

(ア) 当該改正部分（技能規則別記様式第1を除く。）については、改正府令の公布の日及び改正技能規則の公布の日から施行することとされた（改正府令附則第1項第1号等）。

(イ) 施行については、(ア)のとおりであるが、技能規則別記様式第3、別記様式第4及び別記様式第6については、(ア)の施行の日後も、当分の間、旧様式を使用することができることとされた（改正技能規則附則第13項）ので、留意されたい。

(2) 卒業証明書の本籍欄の削除

ア 趣旨

これまで指定自動車教習所の卒業証明書には本籍欄が設けられていたが、個人情報保護の観点からこれが削除されることとなったものである。

イ 内容

指定自動車教習所の卒業証明書の本籍欄が削除された（府令別記様式第19の5）。

ウ 留意事項

(ア) 当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行することとされた（改正府令附則第1項第1号）。

- (イ) (ア)のとおり、改政府令の公布の日から施行することとされたが、卒業証明書については、(ア)の施行後も、当分の間、旧様式を使用することができることとされた(改政府令附則第19項)ので、留意されたい。

7 道路標識等の表示する意味に関する規定の整備

(1) 趣旨

改正法により、自動車の区分として新たに中型自動車が設けられたことに伴い、標識令において規定されている規制標識のうち、

ア 大型貨物自動車等通行止め(305)

イ 特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め(305の2)

ウ 大型乗用自動車通行止め(306)

について、改正の前後でそれぞれの標識により通行の禁止の対象である旨表示されている自動車の範囲が変更されることのないよう、改正が行われたものである。

(2) 内容

ア 規制標識「大型貨物自動車等通行止め」(305)について、同標識の表示する意味に「車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上又は乗車定員が11人以上の中型自動車(以下「特定中型自動車」という。)で専ら人を運搬する構造のもの(以下「特定中型乗用自動車」という。)以外のもの」を加えることとされた(標識令別表第1)。

イ 規制標識「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」(305の2)について、同標識の表示する意味に「特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の中型自動車(以下「中型乗用自動車」という。)以外の中型自動車(特定中型自動車を除く。)」及び「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えることとされた(標識令別表第1)。

ウ 規制標識「大型乗用自動車通行止め」(306)について、同標識の名称を「大型乗用自動車等通行止め」に改めるとともに、同標識の表示する意味に「特定中型乗用自動車」を加えることとされた(標識令第4条第2項第1号、別表第1及び別表第2)。

エ 補助標識「車両の種類」(503-C)について、同標識の表示する意味に「中型乗用自動車以外の中型自動車(特定中型自動車を除く。)」及び「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を加えることとされた(標識令別表第1)。

オ 車両の種類略称「バス」「マイクロ」「貨物」「大貨等」について、「バス」「マイクロ」の略称が意味する車両の種類に「特定中型乗用自動車」を、「貨物」の略称が意味する車両の種類に「中型乗用自動車以外の中型自動車」を、「大貨等」の略称が意味する車両の種類に「特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車」を、それぞれ加えることとされた(標識令別表第2)。

カ 車両の種類略称について、新たに「大型等」「中型」「特定中型」「大乘」「中乗」「特定中乗」「中貨」「特定中貨」の略称を加えることとされた(標識令別表第2)。

8 違反運転者に該当しない特定失効者が初回更新を受ける場合における特例措置に関する規定の整備

(1) 趣旨

特定失効者（失効後6月以内の者に限り、やむを得ない理由により免許証の有効期間の更新を受けられなかった者を除く。）のうち、失効免許に係る免許経験が5年以上ある者であって、過去5年間に於いて違反運転者等に該当する違反行為等をしたことがないもの（以下「特別特定失効者」という。）については、過去の運転行動が良好であることを勘案し、通常の違反運転者等に対する更新時講習よりも若干簡易な内容の講習として、運転免許の再取得時に一般運転者に対する更新時講習を受けることができる特例措置を設けているところ（旧府令第38条第12項ただし書及び改正講習規則による改正前の運転免許に係る講習に関する規則第4条第1項）、現行の規定では、特別特定失効者として免許を受けた者であって、過去5年間に於いて違反運転者等に該当する違反行為等をしたことがないものが、当該受けた免許に係る免許証の更新を受けようとする場合には、その者の運転者区分が違反運転者等に該当することから（法第92条の2第1項の表の備考1の4）、特別特定失効者と同等に過去の運転行動が良好であるにもかかわらず、違反運転者等に対する更新時講習を受けなければならないという特別特定失効者とは異なる取扱いを受けることとなっている。

そこで、これらの者について特別特定失効者と同様に取り扱うこととされたものである。

(2) 内容

特別特定失効者として免許を受けた者であって、過去5年間に於いて違反運転者等に該当する違反行為等をしたことがないものが、当該受けた免許に係る免許証の更新を受けようとする場合には、その者が一般運転者に対する更新時講習を受けることができるように措置することとされた（講習規則第4条第1項）。

(3) 留意事項

当該改正部分については、平成18年4月1日から施行することとされた（改正講習規則附則ただし書）。

第3 経過措置

1 運転免許関係

(1) 旧法の運転免許の取扱い（改正法附則第6条）

旧法の運転免許を受けている者の既得権を保護するため、旧法の免許は、当該免許で運転できた自動車と同じ範囲を運転できる新法の運転免許とみなすこととされた。

旧法の運転免許	法の運転免許
旧法大型免許	大型免許
旧法普通免許（下記以外）	車両総重量8トン未満等の限定付き中型免許（以下「8トン限定中型免許」という。）
旧法第91条の規定に基づく「普通自通自動車は1.5トン以下」等の限定付限定付き旧法普通免許	法第91条の規定に基づく「普通自動車は1.5トン以下」等の限定付き普通免許

原始附則、昭和40年改正附則に基づく、「小型自動車、自動三輪車、軽自動車」限定付き旧法普通免許	法第91条の規定に基づく「小型自動車、自動三輪車、軽自動車」限定付き普通免許
旧法大型第二種免許	大型第二種免許
旧法普通第二種免許(下記以外)	車両総重量8トン未満等の限定付き中型第二種免許(以下「8トン限定中型第二種免許」という。)
旧法第91条の規定に基づく「普通自動車は1.5トン以下」等の限定付き旧法普通第二種免許	法第91条の規定に基づく「普通自動車は1.5トン以下」等の限定付き普通第二種免許
原始附則、昭和40年改正附則に基づく、「小型自動車、自動三輪車、軽自動車」限定付き旧法普通第二種免許	法第91条の規定に基づく「小型自動車、自動三輪車、軽自動車」限定付き普通第二種免許
旧法大型仮免許	大型仮免許
旧法普通仮免許	普通仮免許

(2) 初心運転者標識の表示義務及び普通自動車の運転制限(改正法附則第9条)

(1)により限定付き中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び2(2)アにより中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者については、普通免許を受けた者とみなして、初心運転者標識の表示義務及び緊急自動車である普通自動車の運転制限に関する規定を適用することとされた。

(3) 年齢又は免許を受けていた期間に係る欠格事由及び受験資格(改正法附則第11条)

(1)により大型免許、中型免許又は大型仮免許とみなされる旧法の運転免許を受けている者及び2(2)アによりこれらの運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者について、年齢又は免許を受けていた期間に係る欠格事由及び受験資格が、旧法と同じ取扱いとなるように、法の規定を読み替えて適用することとされた。

(4) 中型免許に係る限定解除審査(改正政令附則第2条)

次の又はに該当する者で、20歳に満たないもの又は中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して2年に達しないものは、(1)による限定について、法第112条第1項第6号に規定する公安委員会の審査(限定解除審査)を受けることができないこととされた。

(1)により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者

2(2)アにより中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免

許を受けた者

- (5) 大型免許を受けた21歳に満たない者等が運転することができない大型自動車又は中型自動車（改正政令附則第6条）

ア 次の又はに該当する者で、21歳に満たないもの又は中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年に達しないものが運転することができない大型自動車又は中型自動車について、旧令と同じ取扱いとなるように、令の規定を読み替えて適用することとされた。

(1)により大型免許とみなされる旧法大型免許を受けている者

2(2)アにより大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて大型免許を受けた者

イ (4) 又はのいずれかに該当する者で、21歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年に達しないものが運転することができない中型自動車について、旧令と同じ取扱いとなるように、令の規定を読み替えて適用することとされた。

- (6) 8トン限定中型免許取得者等が国外運転免許証で運転できる自動車等の種類（改正府令附則第15項）

8トン限定中型免許取得者及び8トン限定中型第二種免許取得者が法第107条の7第1項の国外運転免許証で運転することができる自動車の種類は、2ページ裏のB欄に掲げる種類の自動車とされた。

- (7) 運転免許証の様式

ア 施行日前における免許証の様式に係る経過措置（改正府令附則第16項）

運転免許証の様式が変更されることに伴い、旧様式の免許証から新様式の免許証への移行が円滑に行われるよう、平成19年1月1日以降は、施行日前においても、免許証の交付に当たって新様式を用いることができることとした。なお、新様式の免許証の種類欄には現行の記載要領により免許の種類を表す略号を記載することとされた。

イ 旧免許証の様式に係る経過措置（改正府令附則第17項）

施行日前に交付された免許証及びアにより施行日前に交付された新様式の免許証の様式については、なお従前の例によることとされた。

2 運転免許試験関係

- (1) 免許の申請の取扱い等

ア 改正前にされた運転免許の申請の取扱い（改正法附則第7条）

施行日において現にされている次のからまでの免許に係る旧法の運転免許の申請は、次の区分により法の運転免許の申請とみなすこととされた。

旧法大型免許 大型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許 大型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

旧法大型仮免許 大型仮免許

旧法普通仮免許 普通仮免許

イ 改正前にされた運転免許に係る処分、手続その他の行為の取扱い（正法附則第8条）

旧法の規定により旧法の運転免許についてした処分、手続その他の行為は、法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなすこととされた。

ウ 路上試験及び運転練習に係る取扱い（改正法附則第13条）

施行日において現に旧法大型免許の申請をしている者については、路上試験及び路上練習に係る受験資格に関し、旧法と同じ取扱いとすることとされた。

(2) 運転免許試験に合格している者の取扱い

ア 運転免許試験の合格者の取扱い（改正法附則第10条）

施行日において現に旧法の運転免許試験に合格して旧法の運転免許を受けていない者は、既に旧法の運転免許を受けるために必要な適性、技能及び知識を有していることが確認されていることから、これらの者についても1(1)と同様に既得権を保護することとし、1(1)の区分に応じた法の運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなすこととされた。

イ 取得時講習の受講義務の取扱い（改正法附則第12条）

アにより大型免許、中型免許又は中型第二種免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者については、取得時講習の受講義務に関し、旧法と同様の取扱いとすることとされた。

(3) 旧学科試験の合格者の取扱い（改正府令附則第5項）

施行日において現に次の から までの免許に係る旧府令第25条に規定する学科試験（以下「旧学科試験」という。）に合格している者は、それぞれ次に定める免許に係る府令第25条に規定する学科試験（以下「学科試験」という。）に合格している者とみなすこととされた。

旧法大型免許 大型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許 大型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

(4) 再試験に係る者の取扱い（改正法附則第14条）

ア 1(1)により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び(2)アにより中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けた者に対し、法をそのまま適用した場合には、再試験制度の対象外となることから、旧法普通免許を受けてから1年を経過していない者について再試験制度が適用されることとなるように法の規定を読み替えて適用することとされた。

イ アに伴う所要の規定の整備（改正府令附則第7項及び第8項）

アに伴い、必要な読替え等所要の規定が整備された。

(5) 卒業証明書の取扱い等

ア 旧技能検査の成績の取扱い（改正府令附則第2項）

施行日において現に旧府令第18条の2の2の技能検査で基準に達する成績を

得た者を、次の区分により、府令第18条の2の2の技能検査で基準に達する成績を得た者とみなすこととされた。

旧法大型免許 中型免許

旧法普通免許 普通免許

イ 旧検査合格証明書の取扱い(改正府令附則第3項)

施行日前に旧府令第1令第18条の2の2第8条の2の2第5項の検査合格証明書を、次の区分により、府5項の検査合格証明書とみなすこととされた。

旧法大型免許 中型免許

旧法普通免許 普通免許

ウ 旧運転免許試験成績証明書の取扱い(改正府令附則第6項)

施行日前に旧学科試験の運転免許成績証明書を、次の区分により、学科試験についての運転免許成績証明書とみなすこととされた。

旧法大型免許 大型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許 大型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

エ 旧技能検定合格者等の取扱い(改正府令附則第12項)

施行日において現に旧府令第34条の技能検定に合格している者及び(7)イの技能検定に合格した者を、次の区分により、府令第34条の技能検定に合格している者とみなすこととされた。

旧法大型免許 中型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許(に掲げる場合を除く。) 大型第二種免許

旧法大型第二種免許(旧基準バス(全長10メートル未満又は最遠軸距5.15メートル未満の自動車をいう。以下同じ。)を使用して教習を受けている場合に限る。) 中型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

オ 旧卒業証明書等の取扱い(改正府令附則第13項)

施行日前に旧府令第34条の2第1項及び第2項により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第3項により行われた証明を、次の区分により、府令第34条の2第1項及び第2項により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第3項により行われた証明とみなすこととされた。

旧法大型免許 中型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許(に掲げる場合を除く。) 大型第二種免許

旧法大型第二種免許(旧基準バスを使用して教習を受けている場合に限る。) 中型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

(6) 8トン限定中型免許取得者に係る適性試験及び適性検査の取扱い

ア 8トン限定中型免許取得者が特定失効者となった場合の適性試験の取扱い(改正

府令附則第4項)

次に掲げる8トン限定中型免許取得者が、特定失効者となった場合において、当該免許を再取得する際の運転免許試験のうち、適性試験の科目及び合格基準について、普通免許と同様とされた。

1(1)により8トン限定中型免許とみなされる旧法普通免許を受けていた者

(2)アにより中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて8トン限定中型免許を受けていた者

イ 8トン限定中型免許取得者に係る適性検査の取扱い(改政府令附則第9項)

8トン限定中型免許に係る免許証の有効期間を更新する際の適性検査に係る科目及び合格基準を、普通免許に係る免許証の有効期間を更新する場合と同様とされた。

(7) 旧教習を受けている者の取扱い等

ア 旧教習を受けている者の取扱い(改政府令附則第10項)

施行日において現に旧府令第33条第1項による教習を受けている者を、次の区分により、府令第33条第1項による教習を受けている者とみなすこととされた。

旧法大型免許 中型免許

旧法普通免許 普通免許

旧法大型第二種免許(に掲げる場合を除く。) 大型第二種免許

旧法大型第二種免許(旧基準バスを使用して教習を受けている場合に限る。)

中型第二種免許

旧法普通第二種免許 普通第二種免許

イ 旧教習等を修了している者に係る技能検定の方法(改政府令附則第11項)

施行日において現に旧府令第33条第1項による教習を修了している者に対する卒業検定の方法は、なお従前の例によることとした。また、旧府令第33条の基本操作・基本走行及び学科(一)を修了している者に対する修了検定の方法は、なお従前の例によることとされた。

ウ 現に教習を受けている者の取扱い(改正教習規則附則第2項から第6項まで。)

現に教習を受けている者の取扱いについて、所要の規定が整備された。

3 届出自動車教習所関係(改正届出規則附則第2項から第4項まで。)

届出自動車教習所の教習の課程の取扱いについて、所要の規定が整備された。

4 指定自動車教習所関係

(1) 指定自動車教習所の取扱い(改正政令附則第3条)

施行日において現に旧法第99条第1項の規定により旧法大型免許又は旧法大型第二種免許に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、それぞれ法第99条第1項の規定により大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなすこととされた。ただし、当該自動車教習所が、施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでない。

また、施行日において現に旧法第99条第1項の規定により旧法普通免許又は旧法普通第二種免許に係る指定自動車教習所として指定されている自動車教習所は、

それぞれ法第99条第1項の規定により普通免許又は普通第二種免許に係る指定自動車教習所として指定されたものとみなすこととされた。

(2) 指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する取扱い(申出規則)

(1)ただし書の別段の申出に関する手続について定めることとされた。

(3) 補充講習を受けさせる義務(改正政令附則第5条)

5(1)により大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者を技能検定員又は教習指導員として選任している指定自動車教習所を管理する者は、これらの者に大型免許又は大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、改正技能規則附則第11項で定めるところにより、公安委員会が指定する研修(以下「補充講習」という。)を受けさせなければならないこととされた。

なお、当該改正部分は平成18年4月1日から施行されることに留意されたい。

また、当該指定自動車教習所を管理する者がこれに違反して補充講習を受けさせないで大型免許又は大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行わせた場合は、法第100条の規定が準用され、指定の取消し等の対象となるので留意されたい。

(4) 指定前教習に係る基準の特例(改正政令附則第8条及び同附則第14項)

中型免許及び中型第二種免許が新設されることに伴い、指定自動車教習所の指定の基準のうち指定前教習に係るものについて、必要な読替え等所要の規定が整備された。

5 技能検定員等関係(別紙3参照)

(1) 旧法大型免許等に係る技能検定員資格者証等の取扱い(改正政令附則第4条第1項)

施行日において現に旧法第99条の2第4項又は第99条の3第4項の規定により交付されている旧法大型免許又は旧法大型第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証は、それぞれ法第99条の2第4項又は第99条の3第4項の規定により交付された大型免許及び中型免許又は大型第二種免許及び中型第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなすこととされた。ただし、当該技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者が、施行日の前日までに、別段の申出をしたときは、この限りでない。

なお、別段の申出に係る規定は、平成18年4月1日から施行されることに留意されたい。

(2) 旧法普通免許等に係る技能検定員資格者証等の取扱い

施行日において現に旧法第99条の2第4項又は第99条の3第4項の規定により交付されている旧法普通免許又は旧法普通第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証は、それぞれ法第99条の2第4項又は第99条の3第4項の規定により交付された普通免許又は普通第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなすこととされた(改正政令第4条第2項)。

(3) 技能検定員審査等の合格者の取扱い等

中型免許及び中型第二種免許が新設されたことに伴い、施行日において現に技

能検定員審査等に合格している者の取扱い等について、所要の規定が整備された(改正技能規則附則第2項から第9項まで)。

(4) 別段の申出の方法(改正技能規則附則第10項)

(1)の別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した公安委員会に提出して行うものとされた。

当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

当該申出に係る法第84条第3項又は第4項の免許の種類

に係る免許の種類について改正政令附則第4条第1項本文に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けたとみなされることを希望しない旨

(5) 補充講習の要件(改正技能規則附則第11項)

補充講習は、次のすべてに該当するものでなければならないこととされた。

研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める者が行う研修であること。

正当な理由なく受講を制限する研修でないこと。

法第84条第3項の大型免許又は同条第4項の大型第二種免許に係る教習又は技能検定を行うために必要な技能及び知識を習得することができる研修として公安委員会が認める研修であること。

(6) 補充講習終了後の通知義務(改正技能規則附則第12項)

改正政令附則第5条第1項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、同項に規定する者に補充講習を受けさせたときには、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならないこととされた。

6 点数関係

施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとされた(改正政令附則第9条)。

7 運転免許証以外の様式関係

(1) 施行日前に交付された出頭命令書等の様式に係る経過措置(改正府令附則第18項)

施行日前に交付された出頭命令書、免許証保管証、卒業証明書及び各種講習終了証明書の様式については、なお従前の例によることとされた。

(2) 卒業証明書の様式に係る経過措置(改正府令附則第19項及び同附則第1項第1号)

卒業証明書の様式については、新様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができることとされた。

なお、当該改正部分については、改正府令の公布の日から施行されることに留意されたい(改正府令附則第1項第1号)。

(3) 技能検定員審査合格証明書再交付申請書等の様式に係る経過措置(改正技能規則第13項)

技能検定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書、技能検定員資格者証交付申請書及び教習指導員資格者証交付申請書並びに技能検定員資格者証再交付申請書、技能検定員資格者証書換え申請書、教習指導員資格者証再交付申請書及び教習指導員資格者証書換え申請書の様式については、新様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができることとされた。

8 原始附則及び昭和40年改正法の附則の取扱い（旧法附則、改正法附則第15条、旧令附則並びに改正政令附則第11条及び第12条）

昭和35年に道路交通法制定された際、従来の小型自動四輪車免許を廃止することとし、施行日において当該免許を受けている者については、普通免許を受けている者とみなすとともに、その者が運転することができる普通自動車は小型自動四輪車に限るものとするなどの経過措置の規定がなされたものである。

今回の改正で、このような者が受けている運転免許について、1(1)により、法第91条の規定により運転することができる普通自動車を小型自動四輪車に相当するものに限定する旨の条件が付された普通免許とみなすこととされたことに伴い、不要となった旧法附則の規定を削除するなど所要の規定が整備された。

また、道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）の附則の規定により運転することができる普通自動車は自動三輪車に限る旨の限定が付された普通免許又は普通第二種免許、また、同法附則の規定により運転することができる普通自動車は軽自動車に限る旨の限定が付された普通免許についても、今回の改正においてそれぞれ同様に措置されたことから、同法附則の規定を削除するなど所要の規定が整備された。

官報

(号外)
獨立行政法人国立印刷局

目次

〔府令〕

○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四)

○自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(同五)

〔府令・省令〕

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通一)

〔規則〕

○指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則(国家公安委一)

○届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則(同二)

○技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則(同三)

○運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則(同四)

○指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則(同五)

○運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(同六)

○指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則(同七)

〔告示〕

○道路交通法施行規則第二十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置の一部を改正する件(内閣府三)

○交通の方法に関する教則の一部を改正する件(国家公安委四)

〔官庁報告〕

産 業

日本工業規格(経済産業省)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

住宅金融公庫入札、弁理上登録・特

定侵害訴訟代理業務の付記関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

府

令

○内閣府令第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第三條、第七十八條第六項、第八十九條第二項、第九十二條第三項、第九十四條第二項、第九十六條の二、第九十七條第四項(第百條の二第三項において準用する場合を含む)、第九十九條の五第二項及び第五項、第百四條の三第二項及び第九項、第百七條の七第一項、第百八條の二第二項、第百九條の二第二項並びに第百十四條の七並びに道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十七号)第三十二條の三、第三十五條第一項第一号ロ並びに第三項第一号及び第一号並びに第四十一條の三第四項並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第八十三号)附則第八條の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令第二十五條第三項第三号の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
第二條の表大型自動車の項中「八、〇〇〇キログラム」を「一、〇〇〇キログラム」に、五、〇〇〇キログラムを「六、五〇〇キログラム」に、「一人」を「二人」に改め、同項の次に次のように加える。

中型自動車

大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車であつて、車両総重量が五、〇〇〇キログラム以上一、〇〇〇キログラム未満のもの又は乗車定員が一人以上二人以下のものであるものをいう。

第二條の表普通自動車の項中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加える。

第十二條の二第二項中「がその動作を管理する」を「の使用に係る」に改め、「含む」の下に、以下の条において同じ。「を加え」、「人出力装置と」を「電子計算機と」に改め、同条第二項中「同項の下に」所轄警察署長の使用に係る」を、「時に」の下に「当該」を加える。

第十五條の二中「第三十二條の二第四号」を、「第三十二條の三」に、「大型自動車」を、「中型自動車」に改める。

第十七條第二項中「次の各号に」を、「次に」に改め、同項第五号中「第二十四條第一項」の下に、「又は第二項」を加え、同項第六号中「第三十四條第二項各号のいずれか」を、「第三十四條第二項各号」に、「同条第三項各号のいずれか」を、「同条第四項各号」に改める。

第十八條第一項中「掲げる書類」を「定める書類」に、「掲げる免許証」を「定める免許証」に改め、同条第二項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同項第一号中「第三十八條第十六項」を、「第三十八條第十五項」に改める。

第十八條の二第二項中「第三十八條第十六項」を、「第三十八條第十五項」に改め、同項の表中

普通自動車免許(以下「普通」といふ)を「普通自動車講習(以下「普通車講習」といふ)と置き、

第二十八條第七項第一号の応急救護処置講習(一)を「普通車講習(一)」と置き、

第二十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)を「普通車講習(一)」と置き、

第二十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)を「普通車講習(一)」と置き、

大型自動車免許(以下「大型」といふ)を「大型自動車講習(以下「大型車講習」といふ)と置き、	第二十八條第四項第一号の大型車講習	大型車講習(一)を終了した証明書を
第二十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	大型車講習(一)を終了した証明書を	大型車講習(一)を終了した証明書を

中型自動車免許(以下「中型免許」といふ。)	第三十八條第四項第一号の中型車講習	中型車講習 終了証明書
普通自動車免許(以下「普通免許」といふ。)	第二十八條第四項第一号の普通車講習	普通車講習 終了証明書
	第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一) 終了証明書
	第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(二)	応急救護処置講習(二) 終了証明書

改める。
第十八條の二第二項の表大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」といふ。)の項中「法第八十八條の二第二項第五号に掲げる講習(以下「大型二輪車講習」といふ。)-を、第二十八條第五項第一号の大型二輪車講習-に、第二十八條第七項第一号-を、第三十八條第八項第一号-に改め、同表普通自動二輪車免許(以下「普通二輪免許」といふ。)の項中「法第八十八條の二第二項第六号に掲げる講習(以下「普通二輪車講習」といふ。)-を、第三十八條第八項第一号-に改め、同表原動機付自転車免許(以下「原付免許」といふ。)の項中「法第八十八條の二第二項第八号に掲げる講習(以下「原付講習」といふ。)-を、第三十八條第九項第一号-に改め、同表大型自動二輪車免許(以下「大型二輪免許」といふ。)の項中「法第八十八條第九項第一号-に改め、同項の次に次のように加える。

中型自動車第一種免許(以下「中型第一種免許」といふ。)	第二十八條第七項第二号の中型旅客車講習	中型旅客車講習 終了証明書
中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」といふ。)	第三十八條第八項第一号の応急救護処置講習(一)	応急救護処置講習(一) 終了証明書

第十八條の二第二項の表普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」といふ。)の項中、第三十八條第九項第二号-を、第三十八條第七項第二号-に、第二十八條第七項第一号-を、第三十八條第八項第一号-に改め、同表第二項中「第三十三條の六第一項第一号ロ」を「第三十三條の六第一項第一号ハ」に、第二項第一号ロ又は第五項第一号ハ若しくは第二号ロ」を、又は第四項第一号ハ」に改める。
第十八條の二の二第二項中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加え、同表第四項中「大型自動車免許(以下「大型免許」といふ。)-を、大型免許、中型免許」に改める。
第二十條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同表第二項を次のように改める。

2 前項の届出書には、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
一 公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したとき、免許用写真
二 本籍又は氏名を変更したとき(前項の届出をしようとする者が住民基本台帳法の適用を受ける者である場合に限る。)、住民票の写し
第二十一條の二中「の下に、大型免許を受けようとする者にあつては大型自動車、中型免許を受けようとする者にあつては中型自動車」を「大型自動車」の下に、「中型第二種免許を受けようとする者にあつては乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車」を加え、同表の表法第八十五條第十項の旅客自動車(以下「旅客自動車」といふ。)の運転(大型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に限る。)の項中「大型第二種免許」の下に、「中型第二種免許」を加える。

第二十二條の三の見出し中「普通免許等」を「大型免許等」に改める。
第二十二條第一項の表視力の項中「大型免許」の下に、「中型免許」を、「大型仮免許」といふ。の下に、「中型仮免許」といふ。を加え、同表深視力の項中「大型免許」の下に、「中型免許」を、「大型仮免許」の下に、「中型仮免許」を加え、同表第二項中「次の」を「次の各号の」に改め、同表第三号中「大型仮免許」の下に、「中型仮免許」を加える。

大型免許	一 幹線コース及び周回コースの走行(これらのコース定速度での走行を含む。以下この表において同じ。) 二 交差点の通行(右折及び左折を含む。以下同じ。) 三 横断歩道及び踏切の通過 四 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行(坂進を含む。以下同じ。) 五 方向変換又は縦列駐車
普通免許	一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。) 二 交差点の通行 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車

第二十四條第一項の表中
における発進、停止及び指
道における一時停止及び発
進

大型免許、中型免許及び普通免許	一 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。) 二 交差点の通行(右折及び左折を含む。以下この表において同じ。) 三 横断歩道の通過 四 方向変換又は縦列駐車
-----------------	---

以下この表において同じ。
以下この表において同じ。
を除く。以下この表において同じ。
の表において同じ。
に改め、同表大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許(カテゴリーを有する大型特殊自動車(車輪を有するものを除く。以下同じ。))のみに係る大型特殊自動車免許及び大型特殊自動車第二種免許を除く。)の項中「走行」の下に、「これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下この表において同じ。」を加え、同表大型二輪免許の項中「坂道コースの走行」の下に「坂道における一時停止及び発進を含む。以下この表において同じ。」を加え、同表大型第一種免許の項中「大型第一種免許」の下に「及び中型第一種免許」を加え、同表普通第二種免許の項の次に次のように加える。

第二十八條第一項中「以下この条」を「第十四項」に改め、同項第一号及び第二号中「安全運転管理者等講習は、」を削り、同項第三号中「安全運転管理者等講習の」を削り、同条第二項第一号から第四号までの規定中「取消処分者講習は、」を削り、同項第五号中「取消処分者講習の」を削り、同条第三項中「以下この条において「停止処分者講習」という。」を削り、同項第一号から第四号までの規定中「停止処分者講習は、」を削り、同項第五号及び第六号中「停止処分者講習は、当該」を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 法第八十八條の二第二項第四号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 次の表の第一欄に掲げる受ける免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第二欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
大型免許	大型車講習	一 専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下この表において「貨物自動車」という)の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	教本、大型自動車、貨物自動車に限る。運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
中型免許	中型車講習	一 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能及び知識 二 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能 三 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	教本、中型自動車、貨物自動車に限る。運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
普通免許	普通車講習	一 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識 二 高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転に必要な技能及び知識	教本、普通自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うこと。

三 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、道路における大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下この号及び次号において「貨物自動車」という)に限る)、中型自動車(貨物自動車に限る)、次号において同じ)又は普通自動車の運転の実習その他のこれらの自動車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 第一号の表大型免許の項の第三欄第一号に掲げる講習事項(荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に限る)、同表第三号に掲げる講習事項又は同表中型免許の項の第三欄第二号に掲げる講習事項については、同表第四欄に掲げる講習方法にかかわらず、それぞれ中型自動車、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車を用いて行うことができる。

五 講習時間は、四時間とすること。

5 法第八十八條の二第二項第五号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

次の表の第一欄に掲げる受ける免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第三欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
大型二輪免許	大型二輪車講習	一 大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識 二 大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識	教本、大型自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
普通二輪免許	普通二輪車講習	一 普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能及び知識 二 普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識	教本、普通自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行うこと。

三 第一号の表の第二欄に掲げる講習の区分に応じ、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四 講習時間は、二時間とすること。

第二十八條第六項及び第七項を削り、同条第八項中「原付講習は、次に」を「法第八十八條の二第一項第六号に掲げる講習(第十五項において「原付講習」という)は、次に」に改め、同項第一号から第二号までの規定中「原付講習は、」を削り、同項第四号中「原付講習の」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第八十八條の二第一項第八号の二」を「第八十八條の二第一項第七号」に改め、(以下この項において「旅客車講習」という)を削り、同項第一号及び第二号中「旅客車講習は、」を削り、同項第二号の表大型免許の項の次に次のように加える。

第二十八條第九項第二号及び第四号中「旅客車講習は、」を削り、同項第四号中「大型自動車」の下に「乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車」を加え、同項第五号中「大型旅客車講習」の下に「又は中型旅客車講習」を加え、「普通自動車」を「それぞれ中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動車」に改め、同項第六号中「旅客車講習の」を削り、同項第七号中「旅客車講習」を「講習」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 法第八十八條の二第一項第八号に掲げる講習は、次に定めるところにより行うものとする。

次の表の第一欄に掲げる受ける免許の種類に応じ、同表の第二欄に掲げる講習に区分して行うこととし、それぞれ、同表の第二欄に掲げる講習事項について、同表の第四欄に掲げる講習方法により行うこと。

第一欄(種類)	第二欄(講習)	第三欄(講習事項)	第四欄(講習方法)
中型第二種免許	中型旅客車講習	一 乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車の運転	教本、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車、運転シミュレーター、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

第一欄(種 類)	第二欄(講 習)	第三欄(講習事項)	第四欄(時 間)
大型免許、 中型免許、 普通免許、 許又は普通免 二輪免許	応急救護処 置講習(一)	一 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ及び止血に 必要な知識 二 前号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要な 知識	二時間
大型第一種 免許、中型 又は普通第 二種免許	応急救護処 置講習(二)	一 気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被 覆及び固定に必要な知識 二 外傷、熱傷その他の交通事故に係る傷病者の負傷 等の状態に応じた対応に必要な知識 三 前二号に掲げるもののほか、応急救護処置に必要 な知識	六時間

二 公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者の指導により行うこと。
三 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

四 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。

第二十八条第十項中「以下この条」を「第十四項」に改め、同項第一号中「指定自動車教習所職員講習は」を削り、同項第三号中「指定自動車教習所職員講習」を「講習」に改め、同項第二号中「指定自動車教習所職員講習は」を削り、同項第一号から第四号までの規定中「初心運転者講習は」を削り、同項第五号中「初心運転者講習の」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「以下この項において「更新時講習」という。」を削り、同項第一号中「更新時講習は、次の」を「次に」に、ただし、「更新時講習」を「ただし、講習」に改め、以下「この号において」を加え、その者の更新時講習を「その者の講習」に改め、同項第二号中「更新時講習は、更新時講習」を「講習」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項第一号から第三号までの規定中「高齢者講習は」を削り、同項第四号中「高齢者講習の」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項第一号及び第二号中「違反者講習は」を削り、同項第三号中「違反者講習の」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項を次のように改める。

16 公安委員会は、第四項第一号の表の第二欄に掲げる大型車講習、中型車講習若しくは普通車講習、第五項第一号の表の第二欄に掲げる大型二輪車講習若しくは普通一輪車講習、原付講習、第七項第一号の表の第二欄に掲げる大型旅客車講習、中型旅客車講習若しくは普通旅客車講習、第八項第一号の表の第二欄に掲げる応急救護処置講習(一)若しくは応急救護処置講習(二)又は高齢者講習を終了した者からの申出により、それぞれ別記様式第二十の二の大型車講習終了証明書、別記様式第二十二の二の中型車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の三の普通車講習終了証明書、別記様式第二十二の四の大型二輪車講習終了証明書若しくは別記様式第二十二の五の普通二輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の六の大型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の七の中型旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の八の普通旅客車講習終了証明書、別記様式第二十二の九の普通一輪車講習終了証明書、別記様式第二十二の十の原付講習終了証明書、別記様式第二十二の十一の六の応急救護処置講習(一)終了証明書若しくは別記様式第二十二の十二の六の二の応急救護処置講習(二)終了証明書又は別記様式第二十二の七の高齢者講習終了証明書を交付するものとする。

第二十八条第十六項を同条第十五項とする。
第二十八条の七第一項第一号中「新聞紙」の下に、「インターネット」を加える。

別記様式第十四中

種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類	種 類

に改め、同様式中備考3を次のように改める。

3 種別欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下欄左端から数えて、原付免許については1番目の項に、普通免許については2番目の項に、大型第一種免許については3番目の項に、中型第一種免許については4番目の項に、大型第二種免許については5番目の項に、大型特殊第一種免許については6番目の項に、それぞれ記載すること。

別記様式第十六及び別記様式第十七中

大型	中型	大型	中型
を	に	を	に
大型	大型	大型	中
		大	中
		大	中

に改める。

別記様式第十九の二の五に備考として次のように加える。

備考 本欄左端から、四角の四角の枠の中に、次のように記載すること。
別記様式第十九の二の六中

大型	中型	大型	中型
を	に	を	に
大型	大型	大型	中
		大	中
		大	中

に改める。
別記様式第十九の五を次のように改める。

写真	住所
氏名	氏名
サイン	

文書証明書

上記の者は、年 月 日本 における 免許
に係る所定の教習を修了し、卒業した者であることを証明する。 年 月 日

所在地

公安委員会指定

名称
管理者

印

備考 1 写真は、卒業前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11の5「本籍」および「国籍」は「普通車講習修了証明書」および「講習を
修了した者」の「講習（大型車講習）」を「修了した者」とする。
別記様式第11の5「普通車講習修了証明書」および「講習（大型車講習）」を「講習を
修了した者」の「講習（大型車講習）」と認める。
別記様式第11の5「普通車講習修了証明書」および「講習（大型車講習）」を「講習を
修了した者」の「講習（大型車講習）」と認める。
別記様式第22の10の2（第三十八条関係）

第 号

中型車講習修了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第4号
に掲げる講習（中型車講習）を終了した者であることを証明する。 年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第22の10の3（第三十八条関係）

第 号

普通車講習修了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第4号
に掲げる講習（普通車講習）を終了した者であることを証明する。 年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11の5「普通車講習」を「講習（大型二輪車講習）」と認める。同様にS次は
S次を認める。
別記様式第22の10の3の2（第三十八条関係）

第 号

普通二輪車講習修了証明書

住所

氏名

年 月 日生

上記の者は、
年 月 日
道路交通法第108条の2第1項第3号
に掲げる講習（普通二輪車講習）を終了した者を証明する。

年 月 日

公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の五の四中「普通二輪車講習終了証明書」及び「原付講習終了証明書」に定める別記様式第二十二の五の五中「緊急教護処置講習」終了証明書」や「大型旅客車講習終了証明書」並びに講習（緊急教護処置講習）や「講習（大型旅客車講習）」に定める別記様式第二十二の五の五の六中「緊急教護処置講習（二）」終了証明書」や「中型旅客車講習終了証明書」並びに講習（緊急教護処置講習（二））」や「講習（中型旅客車講習）」に定める同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第二十二の五の三（第二十八条関係）

普通旅客車講習終了証明書

第 号	住所	氏名	年 月 日 生
上記の者は、 年 月 日 道路交通法第108条の2第1項第7号 に掲げる講習（普通旅客車講習）を終了した者であることを証明する。			
年 月 日			
公安委員会 印			

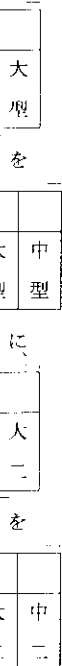
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第二十二の六中「原付講習終了証明書」を「緊急教護処置講習」終了証明書」に改める。

別記様式第二十二の六の二中「大型旅客車講習終了証明書」を「講習（緊急教護処置講習）」に改める。

別記様式第二十二の六の二の二中「大型旅客車講習終了証明書」及び「第108条の2第1項第8号の2」並びに「第108条の2第1項第8号」並びに「講習（大型旅客車講習）」を「講習（緊急教護処置講習（二））」に改める。

別記様式第二十二の六の二を削る。



に改める。

別表第三 大型の項の次に次のように加える。

中型
中型自動車免許

別表第二 大の項の次に次のように加える。

中一
中型自動車第二種免許

別表第一 マイクロバスの項中「二〇人未満」を「一九人以下」に改め、同項の次に次のように加える。

中型車	中型自動車
中型車（8t）	中型自動車（車両総重量八、〇〇〇キログラム未満、最大積載量五、〇〇〇キログラム未満及び乗車定員一〇人以下のものに限る）

別表第二の一の表 大型免許の項の次に次のように加える。

中型免許
大型免許の項に規定するコースを有すること。

別表第二の二の表 大型第二種免許の項の次に次のように加える。

中型第二種免許
大型免許の項に規定するコース及び鋭角コースを有すること。

別表第二の一の表の備考中「又は大型第二種免許」を「中型免許、大型第二種免許又は中型第二種免許」に、「大型免許」を「中型免許」に改め、「あつては」の下に「大型免許又は」を、「基準」の下に「（以下、コースの基準」という）」を加え、「により大型免許」を「により中型免許」に改め、「できるもの」の下に「に限り、中型第二種免許に係る教習に用いる曲線コースにあつては、大型免許又は大型第二種免許に係る教習に用いるコースの基準を満たしている曲線コースであつて、この表の備考の三の規定により中型第二種免許に係る教習に用いることができるもの」を加える。

別表第二の二の表屈折コースの項中

大型第 二種免 許	大型免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許
四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル
一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル
六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上
二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル

を

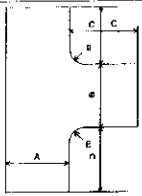
大型免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許
五メー トル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル	四・五 メートル
二〇メ ートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル
六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上	六メー トル以 上
二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル	二・五 メートル

に改め、

同表曲線コースの項中、「大型第二種免許」を「大型免許及び大型第二種免許」に、「大型免許」を「大型免許及び中型第二種免許」に改め、同表方向変換コースの項を次のように改める。

一 教習に係る免許の種類に応じ、次の表に掲げる基準を満たしているものであること。

幅	A	六メートル	五メートル	五メートル	三・五メートル
	B	五メートル	五メートル	五メートル	三・五メートル
奥行	C	一〇メートル	一〇メートル	八メートル	五メートル
	D	一〇メートル以上	一〇メートル以上	八メートル以上	五メートル以上
出入口部の長さ	E	二・五メートル	二・五メートル	一・五メートル	一メートル
	F	二・五メートル	二・五メートル	一・五メートル	一メートル



備考 すみ切り半径とは、曲角部を円形に切つた場合の、その円の半径をいう。

図の上側及び下側のいずれの出入口部からも進入することができるものであること。ただし、上側の出入口部からだけ進入することができるコースと下側の出入口部からだけ進入することができるコースの双方を設けることにより、これに代えることができる。

別表第三の二の表鋭角コースの項中

大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許	大型第 二種免 許
五メー トル	五メー トル	五メー トル	五メー トル	五メー トル	五メー トル
一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル	一・五 メートル
六十度	六十度	六十度	六十度	六十度	六十度

に改め、同表の備考を次

のように改める。

大型第二種免許に係る教習を行う場合におけるコースの基準については、障害物の設置その他これに類する措置を講じたコースを走行することにより当該コースの基準を満たすコースを走行することによるのと同等の教習効果があると公安委員会が認める場合には、方向変換コースに係るコースの基準は、大型免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

二一の規定は、中型免許に係る教習のコースの基準について準用する。この場合において「大型第二種免許」とあるのは「中型免許」と、「方向変換コース」とあるのは「屈折コース又は曲線コース若しくは方向変換コース」と、大型免許」とあるのは「それぞれ大型第二種免許又は大型免許若しくは大型第二種免許」と読み替えるものとする。

三一の規定は、中型免許に係る教習のコースの基準について準用する。この場合において「大型第二種免許」とあるのは「中型第二種免許」と、「方向変換コース」とあるのは「屈折コース若しくは鋭角コース又は曲線コース若しくは方向変換コース」と、「大型免許」とあるのは「それぞれ大型第二種免許又は大型免許若しくは大型第二種免許」と読み替えるものとする。

四 運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車に限る大型免許に係る教習を行う場合におけるコースの基準については、中型免許に係る教習のコースの基準によるものとする。

別表第四を次のように改める。

別表第四(第二十二号関係) 技能教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	教習時間(時限数)		
	技能操作(時限数)	走行(時限数)	計
大型免許	なし	26	27
中型免許	なし	5	9
	中型車(81)限定中型免許	8	12
	A/T中型車(81)限定中型免許	12	24

三 大型免許に係る教習に用いるコースにあつては、図示のAを五メートルとする。この場合において、図示のEは、四・〇メートルとする。

二 舗装されていること。

普通免許	A.T 限定普通免許	12	18	30
		16	18	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	18	27	45
		カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	26	27
	大型二輪免許	24	27	51
	普通一輪免許	24	27	51
	中型第二種免許	5	9	14
		中型車 (81) 限定中型第二種免許	8	12
	A.T 中型車 (81) 限定中型第二種免許	12	12	24
		普通第二種免許	12	14
	A.T 限定普通第一種免許	16	14	30
		なし	21	18
普通免許	A.T 限定普通免許	7	8	15
		11	8	19
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	13	18	31
		カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第一種免許	21	18
	大型二輪免許	19	18	37
普通二輪免許	19	18	37	
普通第二種免許	7	4	11	
普通免許 (A.T 限定普通免許を除く。)	なし	11	4	15
		15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第一種免許	11	15	26
		カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	15	19
	大型二輪免許	13	19	32
普通二輪免許	13	19	32	

A.T 限定普通免許	なし	12	19	31
		16	19	35
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	12	19	31
		カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	12	19
	大型二輪免許	10	19	29
	普通二輪免許	10	19	29
	なし	6	6	12
	大型免許	3	3	6
	中型免許	3	3	6
	普通免許	3	3	6
	大型二輪免許	5	5	10
	普通一輪免許	5	5	10
大型第一種免許	3	3	6	
中型第二種免許	3	3	6	
	普通第二種免許	3	3	6
なし	10	10	10	
	大型免許	5	5	5
中型免許	5	5	5	
普通免許	5	5	5	
大型二輪免許	8	8	8	
普通二輪免許	8	8	8	
大型第二種免許	5	5	5	
中型第二種免許	5	5	5	
普通第二種免許	5	5	5	
大型二輪免許 (A.T 限定大型二輪免許を除く。)	なし	16	20	36
		14	17	31
	中型免許	14	17	31
		普通免許	14	17
	大型特殊免許又は大型特殊第一種免許	14	17	31
カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許	16	20	36	

普通 二輪免許 AT限定大型二輪免許	普通二輪免許	5	7	12
	AT限定普通二輪免許 (AT小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	7	16
	小型限定普通二輪免許 (AT小型限定普通二輪免許を除く。以下この表において同じ。)	9	11	20
	AT小型限定普通二輪免許	13	11	24
	大型第一種免許	14	17	31
	中型第一種免許	14	17	31
	普通第二種免許	14	17	31
	なし	9	20	29
	大型免許	7	17	24
	中型免許	7	17	24
	普通免許	7	17	24
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	7	17	24
	普通二輪免許	3	6	9
AT限定普通二輪免許	4	6	10	
小型限定普通二輪免許	6	11	17	
AT小型限定普通二輪免許	7	11	18	
大型第二種免許	7	17	24	
中型第二種免許	7	17	24	
普通第二種免許	7	17	24	
なし	9	10	19	
大型免許	9	8	17	
中型免許	9	8	17	
普通免許	9	8	17	
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	9	8	17	
カクピラ限定大型特殊免許又はカクピラ限定大型特殊第一種免許	9	10	19	
大型第二種免許	9	8	17	
中型第二種免許	9	8	17	
普通第二種免許	9	8	17	

AT限定普通二輪免許	なし	5	10	15
	大型免許	5	8	13
	中型免許	5	8	13
	普通免許	5	8	13
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	8	13
	カクピラ限定大型特殊免許又はカクピラ限定大型特殊第二種免許	5	10	15
	大型第二種免許	5	8	13
	中型第一種免許	5	8	13
	普通第一種免許	5	8	13
	なし	6	6	12
	大型免許	5	5	10
	中型免許	5	5	10
	普通免許	5	5	10
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	5	5	10	
カクピラ限定大型特殊免許又はカクピラ限定大型特殊第二種免許	6	6	12	
大型第二種免許	5	5	10	
中型第二種免許	5	5	10	
普通第二種免許	5	5	10	
なし	3	6	9	
大型免許	3	5	8	
中型免許	3	5	8	
普通免許	3	5	8	
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	3	5	8	
カクピラ限定大型特殊免許又はカクピラ限定大型特殊第一種免許	3	6	9	
大型第二種免許	3	5	8	
中型第二種免許	3	5	8	
普通第二種免許	3	5	8	

普通二輪免許
AT限定普通二輪免許、
小型限定普通二輪免許及び
AT小型限定普通二輪免許
を除く。)

大型免許 牽引免許	大型免許	5	7	12
	中型免許	5	7	12
	普通免許	5	7	12
	大型特殊免許又は大型特殊第一種免許	5	7	12
	大型第二種免許	5	7	12
	普通第一種免許	5	7	12
	大型免許	8	10	18
	中型免許	10	14	24
	普通免許	15	19	34
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	19	19	38
	中型第一種免許	5	9	14
	大型特殊免許又は大型特殊第一種免許	23	29	52
	中型第二種免許	8	12	20
	普通第二種免許	12	12	24
	大型第二種免許	15	14	29

普通第一種免許 (AT限定普通第一種免許を除く。)	大型免許	7	4	11
	中型免許	8	10	18
	普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	12	10	22
	大型免許	12	13	25
	中型免許	8	10	18
	普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	20	26	46
	大型免許	8	10	18
	中型免許	8	10	18
	普通免許	8	13	21
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許	17	26	43
	大型免許	21	30	51
	中型免許	8	13	21
	普通免許	8	13	21

備考 1 この表において、教習時間は、1 教習時間につき 50 分とする。

2 この表に定める教習時間の時限数は、教習を受ける者の技能の修得状況に応じ延長するものとする。

3 この表において、なしとは、教習に係る免許の種類に応じ現に受けている免許の有無及び種類の項に掲げる免許のいずれをも現に受けていないことをいう。

4 この表において、中型車 (8 t) 限定中型免許又は中型車 (8 t) 限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車重量 8,000 キログラム未満、最大積載量 5,000 キログラム未満及び乗車定員 10 人以下の中型自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

5 この表において、AT 中型車 (8 t) 限定中型免許又は AT 中型車 (8 t) 限定中型第二種免許とは、それぞれ運転することができる中型自動車及び普通自動車を、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない車向総重量 8,000 キログラム未満、最大積載量 5,000 キログラム未満及び乗車定員 10 人以下の中型自動車並びにオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る中型免許又は中型第二種免許をいう。

6 この表において、AT 限定普通免許又は AT 限定普通第二種免許とは、それぞれ運転することができる普通自動車を、オートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構が採られておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許又は普通第二種免許をいう。

7 この表において、カタビラ限定大型特殊免許又はカタビラ限定大型特殊第二種免許とは、それぞれ運転特殊免許又は大型特殊第二種免許をいう。

8 この表において、A.T.限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動車二輪車をオートマチックシステムの他のオートマチック車に限る普通二輪免許をいう。

9 この表において、A.T.小型限定普通二輪免許とは、運転することができる普通自動車二輪車をオートマチックシステムの他の小型二輪車に限る普通二輪免許をいう。

10 この表において、マイクロバス限定大型免許とは、運転することができる大型自動車を乗車定員11人以上29人以下の大型乗用自動車に限る大型免許をいう。

11 教習を受けようとする者が現に2以上の免許を受けている場合には、そのそれぞれについて規定する教習時間の制限数のうち最も短いものをその者の教習又は普通第二種免許とする。ただし、大型免許又は中型免許を受ける者、中型免許又は普通第二種免許を受ける者、中型第二種免許を受ける者を除く。に對するは、中型免許に於ける教習時間の制限数から、現に受けている当該免許の種類に応じ、それぞれ5時間を減じた制限数とする。

二 学科教習の教習時間の基準

教習に係る免許の種類	現に受けている免許の有無及び種類	教習時間 (時限数)		
		学科 (イ)	学科 (ロ)	計
大型免許	なし	10	16	26
	中型免許	0	0	0
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4
	大型二輪免許	0	1	1
	普通二輪免許	0	1	1
	中型第二種免許	0	0	0
	普通第二種免許	0	0	0
	大型特殊第二種免許	0	4	4
	牽引第二種免許	0	4	4
中型免許	なし	10	16	26
	普通免許	0	1	1
	大型特殊免許	0	4	4

免許の種類	カテゴリー限定大型特殊免許に係る教習の場合			
	なし	10	12	22
大型二輪免許	0	1	1	1
普通二輪免許	0	1	1	1
普通第二種免許	0	0	0	0
大型特殊第二種免許	0	4	4	4
牽引第二種免許	0	4	4	4
なし	10	16	26	26
大型免許	0	1	1	1
中型免許	0	1	1	1
普通免許	0	1	1	1
大型特殊免許	0	4	4	4
普通二輪免許	0	0	0	0
大型第二種免許	0	1	1	1

附則

(施行期日)

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」といふ)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十二条の二、第二十条第一項及び第二項、第三十五条第一号、第三十八条の七、第四十一条第一号、別記様式第十九の三の五、別記様式第十九の五並びに別記様式第二十の改正規定並びに附則第十九項の規定 公布の日

二 附則第十六項の規定 平成十九年 月 日

(経過措置)

2 この府令の施行の際現に改正前の道路交通法施行規則(以下「旧府令」といふ)第十八条の二の二の技能検査において改正法第四条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」といふ)第三条の大型自動車(以下「旧法大型自動車」といふ)又は同条の普通自動車(以下「旧法普通自動車」といふ)の運転について旧府令第十八条の二の二第四項の規定により読み替えられた旧府令第二十四條第五項に定める基準に達する成績を得ている者については、それぞれ改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」といふ)第十八条の二の二の技能検査において改正法第四条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」といふ)第三条の中型自動車(以下「新法中型自動車」といふ)又は同条の普通自動車(以下「新法普通自動車」といふ)の運転について新府令第十八条の二の二第四項の規定により読み替えられた新府令第二十四條第五項に定める基準に達する成績を得た者とみなす。

3 この府令の施行前に旧法大型自動車又は旧法普通自動車の運転に係る旧府令第十八条の二の二第五項の規定により交付された検査合格証明書は、それぞれ中型自動車又は普通自動車の運転に係る新府令第十八条の二の二第五項の規定により交付された検査合格証明書とみなす。

4 新法第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行う運転免許試験を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者である場合には、新府令第二十三条の規定の適用については、新法第八十四条第三項の普通自動車免許(以下「普通免許」といふ)を受けようとする者とみなす。

一 新法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者(以下「特定失効者」といふ)で、改正法附則第六条の規定により新法第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「中型免許」といふ)とみなされる旧法第八十四条第三項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」といふ)を受けていたもの

二 特定失効者で、改正法附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けていたもの

5 この府令の施行の際現に次の各号に掲げる免許に係る旧府令第二十五条に規定する学科試験(以下「旧学科試験」といふ)に合格している者は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第十五条に規定する学科試験(以下「学科試験」といふ)に合格している者とみなす。

一 旧法第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「旧法大型免許」といふ) 新法第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「大型免許」といふ)

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許(以下「旧法大型第二種免許」といふ) 新法第八十四条第四項の大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」といふ)

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」といふ) 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」といふ)

6 この府令の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧学科試験について旧府令第二十八條第一項の規定により交付された運転免許試験成績証明書は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る学科試験について新府令第二十八條の規定により交付された運転免許試験成績証明書とみなす。

7 新府令第二十二條、第二十三條の二、第二十四條(第二項を除くものとし、第二項、第三項、第五項及び第六項の規定にあつては、普通免許に係る部分に限る)、第二十五條及び第二十六條の規定は、新府令第二十八條の二の規定にかかわらず、改正法附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び改正法附則第十条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされて中型免許を受けた者に対して都道府県公安委員会が行う再試験(改正法附則第十四條の規定により読み替えて適用される新法第二条の二第二項の再試験をいう。以下この項において同じ)について進み替えて適用される新法第二条の二第二項の再試験(以下「技能試験」といふ)とあるのは、「再試験(以下「技能再試験」といふ)」、「普通免許」とあるのは、「中型免許」と、同条第三項中「技能試験」とあるのは、「技能再試験」と、合格基準とあるのは「基準」と、同項第二号中「普通免許」とあるのは、「中型免許」と、同条第四項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第五項中「技能試験の合格基準」とあるのは「技能再試験の合格基準」とあるのは、同条第六項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」とあるのは、「技能再試験」と、同条第六項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第七項中「技能試験」とあるのは「技能再試験」と、同条第七項中「技能再試験」とあるのは「再試験(以下「学科再試験」といふ)」、「その合格基準」とあるのは「学科再試験において旧法の規定による普通自動車を安全に運転するために必要な能力を現に有する」と認められる基準」と、第二十六條中「適性試験及び学科試験」とあるのは「学科再試験」とあるのは「技能再試験」と、適性試験又は学科試験のいずれかに合格しなかつた者」とあるのは「学科再試験において旧法の規定による普通自動車を安全に運転するために必要な能力を現に有すると認められなかつた者」と、他の免許試験とあるのは「技能再試験」と読み替えるものとする。

8 前項に規定する者に対する新府令第二十八條の四第三項の規定の適用については、同項中「令第三十七條の四各号」とあるのは「道路交法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第八十三号)附則第七條の規定により読み替えられた同令による改正後の道路交法施行令第二十七條の四各号」とする。

9 新法第九十一条第四項、第九十二条の二第二項又は第九十二条第二項に規定する適性検査を受けようとする者が、新法第九十一条の規定により運転することができない中型自動車(以下「中型自動車」といふ)に相当するものに限定されている中型免許(以下「限定中型免許」といふ)を受けている者である場合には、新府令第二十九條第七項、第二十九條の二第四項又は第二十九條の二第三項において読み替えて準用する新府令第二十三條第一項の適用については、普通免許を受けている者とみなす。

10 この府令の施行の際現に指定自動車教習所における次の各号に掲げる免許に係る旧府令第三十三條第一項に規定する教習(以下「旧教習」といふ)を受けている者は、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第三十三條第一項に規定する教習を受けている者とみなす。

一 旧法大型免許 中型免許

二 旧法普通免許 普通免許

三 旧法大型第一種免許(次号に掲げる場合を除く) 大型第二種免許

四 旧法大型第二種免許(全長十メートル未満又は軸距五・五メートル未満である自動車を使用し、旧法大型第二種免許に係る教習を受けている場合に限る) 新法第八十四条第四項の中型自動車第一種免許(以下「中型第一種免許」といふ)

五 旧法普通第二種免許 普通第二種免許

11 この府令の施行の際現に指定自動車教習所における旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許若しくは旧法普通第二種免許に係る旧教習又は旧府令第三十三條の基本操作及び基本走行並びに学科(一)を修了している者に対する新府令第三十四條の技能検定の方法については、同条第一項第二号又は第三項第二号の規定によりその例に準ずるものとされる新府令第二十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この府令の施行の際現に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧府令第二十四条の技能検定に合格している者及びこの府令の施行後に前項の規定により行われる従前の例による技能検定に合格した者は、附則第十項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第二十四条の技能検定に合格した者とみなす。

13 この府令の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第一種免許に係る旧府令第二十四条の第二項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明は、附則第十項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新府令第二十四条の第二項及び第二項の規定により発行された卒業証明書若しくは修了証明書又は同条第三項の規定により行われた証明とみなす。

14 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第八十三号)以下「改正政令」という。附則第八條の規定により読み替えられた改正政令による改正後の道路交通法施行令(以下この項において「新令」という。第二十五條第三項第三号の内閣府令で定めるところにより算出した数値は、次に掲げる式により算出したものとする。

A+B+C
D+E

この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A この府令の施行の日前に新法第九十九條第一項の申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第八條各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者であつて、旧府令第二十四條の四に規定する成績を得たもの人の数

B 新法第九十九條第一項の申請に係る自動車教習所が、この府令の施行の日前に当該申請に係る免許の種類に応じて改正政令附則第八條各号に定める免許に係る指定自動車教習所として指定されたものである場合には、当該申請に係る免許の種類に応じて、当該申請の日の六月前からのこの府令の施行の日の前日までの間に同条各号に定める免許に係る旧府令第二十四條の四に規定する成績を得たもの人の数(以下「附則第十項の規定により行われる従前の例による技能検定(卒業検定に限る)に合格した者の人数」とする。

C この府令の施行の日後に新法第九十九條第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者であつて、新府令第二十四條の四に規定する成績を得たもの人の数

D この府令の施行の日前に新法第九十九條第一項の申請に係る免許の種類に応じ、当該申請の日前六月の間に改正政令附則第八條各号に定める免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき旧法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

E この府令の施行の日後に新法第九十九條第一項の申請に係る免許に係る教習を修了し、かつ、当該免許につき新法第九十七條第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者の人数

15 新法第九十九條の七第一項の国外運転免許証の申請者が現に受けている免許の種類が、限定中型免許又は新法第九十九條の規定により運転することが出来る中型自動車に相当するものに限定されている中、一種免許を受けている者である場合には、新府令第二十七條の八の適用については、当該免許は、それぞれ普通免許又は普通第一種免許とみなす。

16 運転免許証(仮運転免許に係るものを除く。次項において「免許証」という。)の様式については、この府令の施行の日前においても、新府令別記様式第十四の様式によることとする。この場合において、同様式の備考の規定については、旧府令別記様式第十四の備考の規定を適用するものとする。

17 この府令の施行前に交付された免許証の様式については、新府令別記様式第十四の様式にかかわらず、なお従前の例による。

18 この府令の施行前に交付又は発行された出頭命令書、免許証保管証、卒業証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書及び免許証保管証の様式については、新府令別記様式第十九の三の五、別記様式第十九の六、別記様式第十九の五、別記様式第二十の三、別記様式第二十の四、別記様式第二十の五、別記様式第二十の六、別記様式第二十の七、別記様式第二十の八、別記様式第二十の九、別記様式第二十一の三、別記様式第二十一の四、別記様式第二十一の五、及び別記様式第二十三の様式にかかわらず、なお従前の例による。

19 卒業証明書の様式については、新府令別記様式第十九の五の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることとする。

○内閣府令第五号

自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)第二十九條第三項の規定に基づき、自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年二月二十日 内閣総理大臣 小泉純一郎

自動車安全運転センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

別記様式第四中 大型 を 中型 に改める。

附則 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一條第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第一号

国土交通省令第一号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十五條第二項及び道路法(昭和三十五年法律第五号)第四條第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成十八年二月二十日 内閣総理大臣 小泉純一郎 国土交通大臣 北側 一雄

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年建設省令第三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号中「大型乗用自動車等通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に改める。

別表第一「規制標識」の部分「大型貨物自動車等通行止め」の項中「以下の大型自動車」の下に「車両総重量が八千キログラム以上、最大積載量が五千キログラム以上又は乗車定員が十一人以上の中型自動車(以下「特定中型自動車」という。)で専ら人を運搬する構造のもの(以下「特定中型乗用自動車」という。)以外のものを加え、同部分特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止めの項中「以下の中型自動車」の下に、及び専ら人を運搬する構造の中型自動車(以下「中型乗用自動車」という。)以外の中型自動車(特定中型乗用自動車を除く)、特定中型乗用自動車以外の特定中型乗用車を加え、及び「を」並びに「に」を改め、同部分大型乗用自動車等通行止めの項中「大型乗用自動車」を「大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車の通行」に改める。

別表第一補助標識の部分車両の種類のうち「普通自動車」の下に、及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）を、重量以上のもの、の下に、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車を加え、及び大型特殊自動車を「並びに大型特殊自動車」に改める。
 別表第二規制標識の部分中、大型乗用自動車通行止めを「大型乗用自動車等通行止め」に改める。
 別表第二の備考一の(四)の25及び(三)の(1)中、「大型乗用自動車通行止め」を、「大型乗用自動車等通行止め」に改め、同表の備考一の(六)の表中

大型自動車	大	型
大型自動車	大	型
大型自動車、特定中型自動車及び大型特殊自動車	大	型等
中型自動車	中	型
特定中型自動車	特定	中型
専ら人を運搬する構造の自動車	乗	用
大型乗用自動車	乗	用
大型乗用自動車	乗	用
大型乗用自動車	乗	用
中型乗用自動車	中	乗
特定中型乗用自動車	特定	中乗
大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	乗	用
大型バス以外の大型乗用自動車	乗	用
大型バス以外の大型乗用自動車及び特定中型乗用自動車	乗	用
大型乗用自動車以外の大型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車	乗	用
大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車	乗	用
大型乗用自動車以外の大型自動車及び大型特殊自動車	乗	用
大型乗用自動車以外の大型自動車、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車及び大型特殊自動車	乗	用
中型乗用自動車以外の中型自動車	中	乗
特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車	特定	中乗

別表第二の備考一の(四)の4中、「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に改める。

附 則

この命令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

規 則

○国家公安委員会規則第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の四第一項第二号及び第百八条の十二の規定に基づき、指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十日

国家公安委員会委員長 齊掛 哲男

指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中、「住民票」の下に、「（府令第九条の十六第六号の登録証明書等を含む。第五号において同じ。）」を加える。

第七条第四号イ中「大型自動車」の下に、「中型自動車」を加える。

附 則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二条第二項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第二号

道路交通法施行令（昭和二十五年政令第二百七十号）第二十二條の六第一項第一号ハ、第二項第一号ハ及び第四項第一号ハの規定に基づき、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十日

国家公安委員会委員長 齊掛 哲男

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十三條の六第一項第一号ロ」を「第三十三條の六第一項第一号ハ」に、「第三十三條の六第五項第一号ハ若しくは第三十三條の六第四項第一号ハ」に改め、同条第六項中「第三十三條の六第五項第二号ロ」を「第三十三條の六第四項第一号ハ」に改め、「基準」の下に「普通自動車第一種免許（以下「普通第一種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通第一種）」という。）に係るものに限る。」を加え、同項第一号中「又は普通自動車第一種免許（以下「普

改める。

通第二種免許」というものを、中型第二種免許又は普通第二種免許に改め、同項第一号イ中「普通第二種免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普通第二種)」を「教習課程(普通二種)」に改め、同項第一号の表の備考中「できるものとする」を「できる」に改め、建物」を削り、同備考第六号中「夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること」を「眩惑等体験」に、自動車」を「普通自動車」に、又は自動車」を「又は普通自動車」に改め、同備考第八号中「大型自動車」の下に「若しくはバス型の中型自動車」を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項中「第二十二條の六第五項第一号ハ」を「第二十二條の六第四項第一号ハ」に改め、基準」の下に「(大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という)に係る教習の課程(以下「教習課程(大型二種)」という)に係るものに限る)」を加え、同項第一号中「大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という)」を「大型第二種免許」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 教習課程(大型二種)に係る教習を行うために必要な数の乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車(以下この項において「バス型の大型自動車」という)、乗車定員十人以上二十九人以下のバス型の中型自動車(以下「バス型の中型自動車」という)若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型第一種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ)又は運転シミュレータ。

第一條第五項第二号の表路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能の項中「バス型の大型自動車」の下に「バス型の中型自動車」を加え、同表の備考中「できるものとする」を「できる」に改め、同備考第五号中「建物」を削り、同備考第六号中「夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること」を「眩惑等体験」に、自動車」を「バス型の大型自動車」に、又は自動車」を「又はバス型の大型自動車」に改め、同備考第七号中「大型自動車」の下に「バス型の中型自動車」を加え、同備考第八号中「普通自動車」を「バス型の中型自動車若しくは普通自動車」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 令第三十三條の六第四項第一号ハの規定による指定の基準(中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という)に係る教習の課程(以下「教習課程(中型二種)」という)に係るものに限る)は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型第二種免許又は中型第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く)に限る。以下「中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という)により行われるものであること。

イ 中型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九條の二第四項第一号に該当する者(中型第二種免許に係る者に限る)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第一項第一号ロ(ロ)から同までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程(中型二種)に係る教習を行うために必要な数のバス型の中型自動車若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ装置を備えたものに限る。以下この項において同じ)又は運転シミュレータ

ロ イに掲げるもののほか、教習課程(中型二種)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

二 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第二欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレータを用いる場合にあつては、道路において運転シミュレータを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の形式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレータを用いる場合にあつては、道路において運転シミュレータを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレータを用いて行うこと。ただし、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくとも凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができると認められる場合を除く)。 バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあつては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレータを用いる場合においては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識	バス型の中型自動車を用いて行うこと。 バス型その他の設備において、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被褥、固定、交通事故等の状態に急応じた対応その他の応急処置に必要な知識	教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物の設備において行うこと。 二 中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急処置の指導に必要な能力を有すると認める者)に限るが、行うこと。 二 模擬人体装置による応急処置に関する実技訓練を含むものであること。	六時限以上

備考

- 一 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。
- 二 教習は、バス型の中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。
- 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行つたのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の中型自動車を併せて行うものとする。
- 五 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- 六 夜間における旅客自動車の安全な運転に係る教習の一部であつて、眩惑等体験によるものについては、バス型の中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の中型自動車を併せて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行つたのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外において行うことができる。
- 八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくは普通自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。本視覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。
- 九 令第三十三條の六第一項第二号又は本に該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

第一條第四項中「第三十二條の六第三項第一号ロ」を「第三十三條の六第二項第一号ハに改め、基準」の下に「(普通) 輪免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普自)」という)に限る。」を加え、同項第二号イ中「普通」輪免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普自)」という)を「教習課程(普自)」に改め、同項第三号の表の備考第三号中「できるものとする」を「できる」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「基準」の下に「(大型) 二輪免許に係る教習の課程(以下「教習課程(大自)」という)に限る。」を加え、同項第一号ロ中「前項」を「第二項」に改め、同項第二号イ中、大型二輪免許に係る教習の課程(以下「教習課程(大自)」という)を「教習課程(大自)」に改め、同項第三号の表の備考第三号中「できるものとする」を「できる」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三十三條の六第二項第一号ロ」を「第三十三條の六第一項第一号ハ」に改め、基準」の下に「(普通) 免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普通)」という)に限る。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「基準」の下に「(大型) 二輪免許に係る教習の課程(以下「教習課程(大自)」という)に限る。」を加え、同項第一号イ中「普通」免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普通)」という)を「普通免許」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 法第九十九條の三第四項第一号に該当する者(普通免許に係る者)又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ(ロ)から(ニ)までのいずれにも該当しないもの

第一條第二項第一号イ中「普通免許に係る教習の課程(以下「教習課程(普通)」という)を「教習課程(普通)」に改め、道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号、次号において「府令」という)第三十二條第四項第一号ホの運転シミュレーター(以下「運転シミュレーター」という)を「

を「運転シミュレーター」に改め、同項第三号の表「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識の項中、府令第三十三條第四項第二号ニの模擬人体装置(以下「模擬人体装置」という)を「模擬人体装置」に、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という)を「公安委員会」に改め、同表の備考第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の号を加える。

四 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車を併せて行うものとする。

第一條第二項第二号の表の備考第五号中「大型自動二輪免許(以下「大型二輪免許」という)を「大型二輪免許」に、「普通自動二輪免許(以下「普通二輪免許」という)を「普通二輪免許」に、できるものとする」を「できる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 令第三十三條の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(大型自動車免許(以下「大型免許」という)に係る教習の課程(以下「教習課程(大型)」という)に限る)は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く)を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く)に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という)により行われるものであること。

イ 大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九條の二第四項第一号に該当する者(大型免許に係る者)又は届出自動車教習所指導員研修課程(自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ)で大型免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(1) 二十一歳未満の者

(2) 過去二年以内に法第九十九條の五第五項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は第五條に規定する終了証明書の発行に關し不正な行為をした者

(3) 法第一百七十七條の四第八号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

(4) 自動車及び原動機付自転車の運転に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百八條の二若しくは第二百一十一條第一項の罪又は法に規定する罪(法第一百七十七條の四第八号の罪を除く)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

(5) 法第九十九條の二第五項において準用する法第九十九條の二第五項第一号又は第二号に該当して法第九十九條の二第五項において準用する法第九十九條の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

次に掲げる設備を使用して行われなければならないこと

イ 教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な数の大型自動車(専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下「貨物自動車」という)に限る。以下この項において同じ)、中型自動車(貨物自動車に限る。以下この項及び次項において同じ)若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、大型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができ、装置を備えたものに限る。以下この項において同じ)又は道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号、次号及び第一條第二項第一号において「府令」という)第三十三條第四項第一号ホの運転シミュレーター(以下「運転シミュレーター」という)

ロ イに掲げるもののほか、教習課程(大型)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものがあること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合は道路において、運転シミュレーターを用いる場合においては、運転教習所の建物において行うこと。	一時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の形式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合は道路において、運転シミュレーターを用いる場合においては、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下における他の悪条件下における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車、中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、走行に係る教習を行うことができる路面での走行を行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができると認められる場合を除く)。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急処置に必要な知識	教本、府令第二十三条第四項第二号ニの模擬人体装置(以下「模擬人体装置」という。)の視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	三時限以上

備考

この表において、教習時間は、教習時間につき五十分とする。
 教習は、大型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。
 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、大型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。

五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習については、中型自動車を用いて行うことができる。

七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路その他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。

八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、夜間対向車の灯火により眩惑されることその他の交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること(以下「眩惑体験」という。)によるものについては、大型自動車及び運転シミュレーターを用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

十 現に普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、大型自動車二輪免許(以下「大型二輪免許」という。若しくは普通自動車二輪免許(以下「普通二輪免許」という。))を受けている者又は令第二十三条の六第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急処置に必要な知識に係る教習を行う必要はないことができる。

三 令第二十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準(中型自動車免許(以下「中型免許」という。))に係る教習の課程(以下「教習課程(中型)」という。)に係るものに限る。は、次に掲げるとおりとする。
 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(中型自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。))を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く)に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行われるものであること。
 イ 中型免許に係る教習指導員資格証の交付を受けた者
 ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(中型免許に係る者に限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、前項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの。
 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
 イ 教習課程(中型)に係る教習を行うために必要な数の中型自動車若しくは普通自動車(これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ)又は運転シミュレーター
 ロ イに掲げるもののほか、教習課程(中型)に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

二、次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の危険の予測その安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合においては道路において、運転シミュレーターを用いる場合においては、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の危険の予測その安全な運転に必要な技能	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の形式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における貨物自動車における安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合においては道路において、運転シミュレーターを用いる場合においては、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に係る貨物自動車における安全な運転に必要な技能	中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、中型自動車又は普通自動車を用いる場合においては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができ、凍結の状態により当該設備を用いなくとも凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる(認められる場合を除く)。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 中型免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急処置に関する実技訓練を含むものであること。	二時限以上

備考 この表において、教習時間は、一教習時間につき五十分とする。
一 教習は、大型自動車仮免許又は中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。
二 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。

四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の危険の予測その安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。

五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の危険の予測その安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の危険の予測その安全な運転に必要な技能に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備に基づく走行にことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合においては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

六 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路における貨物自動車の安全な運転に必要と認められる場合には、日没時に近接した時間において、届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。

七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、眩惑等体験によるものについては、中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は中型自動車を併せて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

八 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に係る貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車又は普通自動車及び凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができ、凍結の状態により当該設備を用いなくとも凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる(認められる場合を除く)。

九 現在普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十二条の六第一項第二号二若しくは六に於いては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

第二條第一項中「第三十三條の六第一項第一号ロ」を「第三十三條の六第一項第一号ハ」に、「第二項第一号ロ又は第五項第一号ハ若しくは第二号ロ」を「又は第四項第一号ハ」に改め、同条第二項第一号中「届出自動車教習所指導員」の下に「大型免許に係る届出自動車教習所指導員、中型免許に係る届出自動車教習所指導員」を、「大型第一種免許に係る届出自動車教習所指導員」の下に、「中型第一種免許に係る届出自動車教習所指導員」を、「住民票」の下に「府令第九條の十六第二号の登録証明書を含む」を加える。

第八條第一項中「第六項」を「第九項」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第三号中
第一項第一号ロ「第一項第一号」に、
第二項第一号ロ「第二項第一号」に、
第三項第一号ロ「第三項第一号」に、
第四項第一号ロ「第四項第一号」に、
第五項第一号ロ「第五項第一号」に、
第六項第一号ロ「第六項第一号」に、
第七項第一号ロ「第七項第一号」に、
第八項第一号ロ「第八項第一号」に、
第九項第一号ロ「第九項第一号」に、
第十項第一号ロ「第十項第一号」に、
第十一項第一号ロ「第十一項第一号」に、
第十二項第一号ロ「第十二項第一号」に、
第十三項第一号ロ「第十三項第一号」に、
第十四項第一号ロ「第十四項第一号」に、
第十五項第一号ロ「第十五項第一号」に、
第十六項第一号ロ「第十六項第一号」に、
第十七項第一号ロ「第十七項第一号」に、
第十八項第一号ロ「第十八項第一号」に、
第十九項第一号ロ「第十九項第一号」に、
第二十項第一号ロ「第二十項第一号」に、
第二十一項第一号ロ「第二十一項第一号」に、
第二十二項第一号ロ「第二十二項第一号」に、
第二十三項第一号ロ「第二十三項第一号」に、
第二十四項第一号ロ「第二十四項第一号」に、
第二十五項第一号ロ「第二十五項第一号」に、
第二十六項第一号ロ「第二十六項第一号」に、
第二十七項第一号ロ「第二十七項第一号」に、
第二十八項第一号ロ「第二十八項第一号」に、
第二十九項第一号ロ「第二十九項第一号」に、
第三十項第一号ロ「第三十項第一号」に、
第三十一項第一号ロ「第三十一項第一号」に、
第三十二項第一号ロ「第三十二項第一号」に、
第三十三項第一号ロ「第三十三項第一号」に、
第三十四項第一号ロ「第三十四項第一号」に、
第三十五項第一号ロ「第三十五項第一号」に、
第三十六項第一号ロ「第三十六項第一号」に、
第三十七項第一号ロ「第三十七項第一号」に、
第三十八項第一号ロ「第三十八項第一号」に、
第三十九項第一号ロ「第三十九項第一号」に、
第四十項第一号ロ「第四十項第一号」に、
第四十一項第一号ロ「第四十一項第一号」に、
第四十二項第一号ロ「第四十二項第一号」に、
第四十三項第一号ロ「第四十三項第一号」に、
第四十四項第一号ロ「第四十四項第一号」に、
第四十五項第一号ロ「第四十五項第一号」に、
第四十六項第一号ロ「第四十六項第一号」に、
第四十七項第一号ロ「第四十七項第一号」に、
第四十八項第一号ロ「第四十八項第一号」に、
第四十九項第一号ロ「第四十九項第一号」に、
第五十項第一号ロ「第五十項第一号」に、
第五十一項第一号ロ「第五十一項第一号」に、
第五十二項第一号ロ「第五十二項第一号」に、
第五十三項第一号ロ「第五十三項第一号」に、
第五十四項第一号ロ「第五十四項第一号」に、
第五十五項第一号ロ「第五十五項第一号」に、
第五十六項第一号ロ「第五十六項第一号」に、
第五十七項第一号ロ「第五十七項第一号」に、
第五十八項第一号ロ「第五十八項第一号」に、
第五十九項第一号ロ「第五十九項第一号」に、
第六十項第一号ロ「第六十項第一号」に、
第六十一項第一号ロ「第六十一項第一号」に、
第六十二項第一号ロ「第六十二項第一号」に、
第六十三項第一号ロ「第六十三項第一号」に、
第六十四項第一号ロ「第六十四項第一号」に、
第六十五項第一号ロ「第六十五項第一号」に、
第六十六項第一号ロ「第六十六項第一号」に、
第六十七項第一号ロ「第六十七項第一号」に、
第六十八項第一号ロ「第六十八項第一号」に、
第六十九項第一号ロ「第六十九項第一号」に、
第七十項第一号ロ「第七十項第一号」に、
第七十一項第一号ロ「第七十一項第一号」に、
第七十二項第一号ロ「第七十二項第一号」に、
第七十三項第一号ロ「第七十三項第一号」に、
第七十四項第一号ロ「第七十四項第一号」に、
第七十五項第一号ロ「第七十五項第一号」に、
第七十六項第一号ロ「第七十六項第一号」に、
第七十七項第一号ロ「第七十七項第一号」に、
第七十八項第一号ロ「第七十八項第一号」に、
第七十九項第一号ロ「第七十九項第一号」に、
第八十項第一号ロ「第八十項第一号」に、
第八十一項第一号ロ「第八十一項第一号」に、
第八十二項第一号ロ「第八十二項第一号」に、
第八十三項第一号ロ「第八十三項第一号」に、
第八十四項第一号ロ「第八十四項第一号」に、
第八十五項第一号ロ「第八十五項第一号」に、
第八十六項第一号ロ「第八十六項第一号」に、
第八十七項第一号ロ「第八十七項第一号」に、
第八十八項第一号ロ「第八十八項第一号」に、
第八十九項第一号ロ「第八十九項第一号」に、
第九十項第一号ロ「第九十項第一号」に、
第九十一項第一号ロ「第九十一項第一号」に、
第九十二項第一号ロ「第九十二項第一号」に、
第九十三項第一号ロ「第九十三項第一号」に、
第九十四項第一号ロ「第九十四項第一号」に、
第九十五項第一号ロ「第九十五項第一号」に、
第九十六項第一号ロ「第九十六項第一号」に、
第九十七項第一号ロ「第九十七項第一号」に、
第九十八項第一号ロ「第九十八項第一号」に、
第九十九項第一号ロ「第九十九項第一号」に、
第一百項第一号ロ「第一百項第一号」に、
を「に改める」。

別記様式第四号中
第一項第一号ロ「第一項第一号」に、
第二項第一号ロ「第二項第一号」に、
第三項第一号ロ「第三項第一号」に、
第四項第一号ロ「第四項第一号」に、
第五項第一号ロ「第五項第一号」に、
第六項第一号ロ「第六項第一号」に、
第七項第一号ロ「第七項第一号」に、
第八項第一号ロ「第八項第一号」に、
第九項第一号ロ「第九項第一号」に、
第十項第一号ロ「第十項第一号」に、
第十一項第一号ロ「第十一項第一号」に、
第十二項第一号ロ「第十二項第一号」に、
第十三項第一号ロ「第十三項第一号」に、
第十四項第一号ロ「第十四項第一号」に、
第十五項第一号ロ「第十五項第一号」に、
第十六項第一号ロ「第十六項第一号」に、
第十七項第一号ロ「第十七項第一号」に、
第十八項第一号ロ「第十八項第一号」に、
第十九項第一号ロ「第十九項第一号」に、
第二十項第一号ロ「第二十項第一号」に、
第二十一項第一号ロ「第二十一項第一号」に、
第二十二項第一号ロ「第二十二項第一号」に、
第二十三項第一号ロ「第二十三項第一号」に、
第二十四項第一号ロ「第二十四項第一号」に、
第二十五項第一号ロ「第二十五項第一号」に、
第二十六項第一号ロ「第二十六項第一号」に、
第二十七項第一号ロ「第二十七項第一号」に、
第二十八項第一号ロ「第二十八項第一号」に、
第二十九項第一号ロ「第二十九項第一号」に、
第三十項第一号ロ「第三十項第一号」に、
第三十一項第一号ロ「第三十一項第一号」に、
第三十二項第一号ロ「第三十二項第一号」に、
第三十三項第一号ロ「第三十三項第一号」に、
第三十四項第一号ロ「第三十四項第一号」に、
第三十五項第一号ロ「第三十五項第一号」に、
第三十六項第一号ロ「第三十六項第一号」に、
第三十七項第一号ロ「第三十七項第一号」に、
第三十八項第一号ロ「第三十八項第一号」に、
第三十九項第一号ロ「第三十九項第一号」に、
第四十項第一号ロ「第四十項第一号」に、
第四十一項第一号ロ「第四十一項第一号」に、
第四十二項第一号ロ「第四十二項第一号」に、
第四十三項第一号ロ「第四十三項第一号」に、
第四十四項第一号ロ「第四十四項第一号」に、
第四十五項第一号ロ「第四十五項第一号」に、
第四十六項第一号ロ「第四十六項第一号」に、
第四十七項第一号ロ「第四十七項第一号」に、
第四十八項第一号ロ「第四十八項第一号」に、
第四十九項第一号ロ「第四十九項第一号」に、
第五十項第一号ロ「第五十項第一号」に、
第五十一項第一号ロ「第五十一項第一号」に、
第五十二項第一号ロ「第五十二項第一号」に、
第五十三項第一号ロ「第五十三項第一号」に、
第五十四項第一号ロ「第五十四項第一号」に、
第五十五項第一号ロ「第五十五項第一号」に、
第五十六項第一号ロ「第五十六項第一号」に、
第五十七項第一号ロ「第五十七項第一号」に、
第五十八項第一号ロ「第五十八項第一号」に、
第五十九項第一号ロ「第五十九項第一号」に、
第六十項第一号ロ「第六十項第一号」に、
第六十一項第一号ロ「第六十一項第一号」に、
第六十二項第一号ロ「第六十二項第一号」に、
第六十三項第一号ロ「第六十三項第一号」に、
第六十四項第一号ロ「第六十四項第一号」に、
第六十五項第一号ロ「第六十五項第一号」に、
第六十六項第一号ロ「第六十六項第一号」に、
第六十七項第一号ロ「第六十七項第一号」に、
第六十八項第一号ロ「第六十八項第一号」に、
第六十九項第一号ロ「第六十九項第一号」に、
第七十項第一号ロ「第七十項第一号」に、
第七十一項第一号ロ「第七十一項第一号」に、
第七十二項第一号ロ「第七十二項第一号」に、
第七十三項第一号ロ「第七十三項第一号」に、
第七十四項第一号ロ「第七十四項第一号」に、
第七十五項第一号ロ「第七十五項第一号」に、
第七十六項第一号ロ「第七十六項第一号」に、
第七十七項第一号ロ「第七十七項第一号」に、
第七十八項第一号ロ「第七十八項第一号」に、
第七十九項第一号ロ「第七十九項第一号」に、
第八十項第一号ロ「第八十項第一号」に、
第八十一項第一号ロ「第八十一項第一号」に、
第八十二項第一号ロ「第八十二項第一号」に、
第八十三項第一号ロ「第八十三項第一号」に、
第八十四項第一号ロ「第八十四項第一号」に、
第八十五項第一号ロ「第八十五項第一号」に、
第八十六項第一号ロ「第八十六項第一号」に、
第八十七項第一号ロ「第八十七項第一号」に、
第八十八項第一号ロ「第八十八項第一号」に、
第八十九項第一号ロ「第八十九項第一号」に、
第九十項第一号ロ「第九十項第一号」に、
第九十一項第一号ロ「第九十一項第一号」に、
第九十二項第一号ロ「第九十二項第一号」に、
第九十三項第一号ロ「第九十三項第一号」に、
第九十四項第一号ロ「第九十四項第一号」に、
第九十五項第一号ロ「第九十五項第一号」に、
第九十六項第一号ロ「第九十六項第一号」に、
第九十七項第一号ロ「第九十七項第一号」に、
第九十八項第一号ロ「第九十八項第一号」に、
第九十九項第一号ロ「第九十九項第一号」に、
第一百項第一号ロ「第一百項第一号」に、
を「に改める」。

附則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条第一号の改正規定（住民票の下に（府令第九条の十六第二号の登録証明書を含む）を加える部分に限る）は公布の日から施行する。（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第二号各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車免許に係る教習の課程は、改正後の届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第四号各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車免許に係る教習の課程とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第一条第五号各号に掲げる基準に適合して指定を受けている大型自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第七号各号に掲げる基準に適合して指定を受けた大型自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第一条第六号各号に掲げる基準に適合して指定を受けている普通自動車第二種免許に係る教習の課程は、新規則第一条第九号各号に掲げる基準に適合して指定を受けた普通自動車第二種免許に係る教習の課程とみなす。

○国家公安委員会規則第三号

道路交通法（昭和二十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イ及び第六項（同法第九十九条の三第五項において準用する場合を含む）並びに第九十九条の三第四項第一号イ並びに道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第四百八十二号）附則第四条第一項ただし書及び第五条第一項の規定に基づき、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十八年二月二十日 国家公安委員長 杏樹 哲男

技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則

技能検定員審査等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 中型自動車第二種免許 技能検定員審査（中型二種）

第一条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを、号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

二 中型自動車免許 技能検定員審査（中型）

第三条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に、「第十一条第一項」を「第十一条第一項第一号」に改め、同項第三号中「大型自動車第二種免許」の下に「中型自動車第二種免許」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 技能検定員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第七条第一項の表に規定する技能検定員資格者証（中型）

第四条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項中「技能検定員審査（大型二種）」又は技能検定員審査（普通二種）を「第一条第八号から第十号までに掲げる技能検定員審査」に改める。

第七条第一項の表大型自動車免許の項の次に次のように加える。

中型自動車免許 技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者 技能検定員資格者証（中型）

第七条第一項の表大型自動車第二種免許の項の次に次のように加える。

中型自動車第二種免許 技能検定員審査（中型二種）に合格した者、中型自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る技能認定を受けた者 技能検定員資格者証（中型二種）

第十条第一項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 中型自動車第二種免許 教習指導員審査（中型二種）

第十条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを、号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

二 中型自動車免許 教習指導員審査（中型）

第十一条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第三号中「大型自動車第二種免許」の下に「中型自動車第二種免許」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 教習指導員審査（中型二種） 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び第十五条第一項の表に規定する教習指導員資格者証（中型）

第十二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二項中「教習指導員審査（大型二種）」又は教習指導員審査（普通二種）を「第十条第八号から第十号までに掲げる教習指導員審査」に改める。

第十五条第一項の表大型自動車免許の項の次に次のように加える。

中型自動車免許 教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者 教習指導員資格者証（中型）

第十五条第一項の表大型自動車第二種免許の項の次に次のように加える。

中型自動車第二種免許 教習指導員審査（中型二種）に合格した者、中型自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る技能認定を受けた者 教習指導員資格者証（中型二種）

第十七条第二項中「から第六号」を「から第七号」に改め、同項第三号中「第二号、第三号又は第六号」を「から第四号まで又は第七号」に改め、同条第二項中「技能検定員審査（大型二種）」又は技能検定員審査（普通二種）を「第一条第八号から第十号までのいずれかに掲げる技能検定員審査」に改め、同項第一号中「教習指導員資格者証（大型二種）」又は教習指導員資格者証（普通二種）を「第十条第一項第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証」に改め、同項第二号中「第七号又は第八号」を「第八号から第十号まで」に、「いずれか一方」を「いずれか一方」に、「他方の免許」を「これらの免許のうち当該免許以外のもの」に改め、同条第四項中「から第六号」を「から第七号」に改め、同条第五項中「教習指導員審査（大型二種）」又は教習指導員審査（普通二種）を「第十条第一項第八号から第十号までのいずれかに掲げる教習指導員審査」に改め、同項第一号中「第七号又は第八号」を「第八号から第十号まで」に、「いずれか一方」を「いずれか一方」に、「他方の免許」を「これらの免許のうち当該免許以外のもの」に改め、同項第二号中「技能検定員資格者証（大型二種）」又は技能検定員資格者証（普通二種）を「第一条第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証」に改める。

別記様式第一号中「二種」を「二種」に、「二種」を「二種」に、「二種」を「二種」に改める。

別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第六号中「二種」を「二種」に改める。



附則

1 (施行期日)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の改正規定並びに附則第十二項の規定公布の日

一 附則第十項及び第十一項の規定 平成十八年四月一日(経過措置)

2 この規則の施行の際に次の各号に掲げる技能検定員審査に合格している者は、当該各号に定める技能検定員審査に合格した者とみなす。

一 改正前の技能検定員審査等に関する規則(以下「旧規則」という)第一条第一号の技能検定員審査(大型) 改正後の技能検定員審査等に関する規則(以下「新規則」という)第二条第二号の技能検定員審査(中型)

二 旧規則第一条第二号の技能検定員審査(普通) 新規則第一条第二号の技能検定員審査(普通)

三 旧規則第一条第七号の技能検定員審査(大型二種) 新規則第一条第九号の技能検定員審査(中型二種)

四 旧規則第一条第八号の技能検定員審査(普通二種) 新規則第一条第十号の技能検定員審査(普通二種)

3 この規則の施行前に次の各号に掲げる免許に係る旧規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書は、当該各号に定める免許に係る新規則第五条の規定により交付された技能検定員審査合格証明書とみなす。

一 改正法第四条の規定による改正前の道路交通法(以下「旧法」という)第八十四条第三項の大型自動車免許(以下「旧法大型免許」という) 改正法第四条の規定による改正後の道路交通法(以下「新法」という)第八十四条第三項の中型自動車免許(以下「中型免許」という)

二 旧法第八十四条第二項の普通自動車免許(以下「旧法普通免許」という) 新法第八十四条第二項の普通自動車免許(以下「普通免許」という)

三 旧法第八十四条第四項の大型自動車第一種免許(以下「旧法大型第一種免許」という) 新法第八十四条第四項の中型自動車第一種免許(以下「中型第一種免許」という)

四 旧法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という) 新法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という)

4 この規則の施行の際に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法普通第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第六条の規定による認定を受けている者は、前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第六条の規定による認定を受けた者とみなす。

5 この規則の施行の際に次の各号に掲げる教習指導員審査に合格している者は、当該各号に定める教習指導員審査に合格した者とみなす。

一 旧規則第十条第一項第一号の教習指導員審査(大型) 新規則第十条第一項第二号の教習指導員審査(中型)

二 旧規則第十条第一項第二号の教習指導員審査(普通) 新規則第十条第一項第三号の教習指導員審査(普通)

三 旧規則第十条第一項第三号の教習指導員審査(大型二種) 新規則第十条第一項第四号の教習指導員審査(中型二種)

四 旧規則第十条第一項第四号の教習指導員審査(普通二種) 新規則第十条第一項第五号の教習指導員審査(普通二種)

6 この規則の施行前に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十二条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十三条の規定により交付された教習指導員審査合格証明書とみなす。

7 この規則の施行の際に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る旧規則第十四条の規定による認定を受けている者は、附則第三項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める免許に係る新規則第十四条の規定による認定を受けた者とみなす。

8 この規則の施行の際に技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大型二種)又は技能検定員審査(普通二種)の審査細目のいずれかについて旧規則第四条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第二項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技能検定員審査の審査細目において新規則第四条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

9 この規則の施行の際に教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型二種)又は教習指導員審査(普通二種)の審査細目のいずれかについて旧規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得ている者は、附則第五項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める教習指導員審査の審査細目において新規則第十二条に定める合格基準に達する成績を得た者とみなす。

10 道路交通法施行令の一部を改正する政令(以下「改正政令」という)附則第四条第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を交付した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

一 当該申出をする者の住所、氏名及び生年月日並びに当該申出に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の番号及び交付年月日

二 当該申出に係る新法第八十四条第三項又は第四項の免許の種類

三 前号に係る免許の種類について改正政令附則第四条第一項本文に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けたこととみなされることを希望しない旨

11 改正政令附則第五条第一項の規定により都道府県公安委員会が指定する研修は、次のすべてに該当するものでなければならない。

一 研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者が行う研修であること

二 正当な理由なく受講を制限する研修でないこと

12 改正政令第五条第一項に規定する指定自動車教習所を管理する者は、同項に規定する者に前項に規定する研修を受けさせたときは、速やかに、当該自動車教習所を指定自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に対して、その旨を文書で通知しなければならない。

13 技能検定員審査合格証明書再交付申請書及び教習指導員審査合格証明書再交付申請書、技能検定員審査合格証明書及び教習指導員審査合格証明書並びに技能検定員資格者証再交付申請書、技能検定員資格者証書交換申請書、教習指導員資格者証再交付申請書及び教習指導員資格者証書交換申請書の様式については、新規則別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国家公安委員会規則第四号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第二十八条第十一項ただし書の規定に基づき、運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十日 国家公安委員会委員長 杏掛 哲男

運転免許に係る講習に関する規則の一部を改正する規則 国家公安委員会規則第四号の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「第二十八條第十二項」を「第三十八條第十一項」に改め、同条第一項中「第三十八條第十二項ただし書」を「第二十八條第十項」に改め、同条第十二項の「(以下この項において、特別特定失効者」という)又は特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の四十日間の日と同項の当該各号に定める日とみなす」と同項の規定を適用しても同項の基準に該当することとならないもの」を加え、同条第三項中「第三十八條第十二項第一号」を「第二十八條第十項第一号」に改める。

第五條中「第三十八條第十四項第二号」を「第二十八條第十三項第一号」に改める。

第七條第一項中「第三十八條第十二項第一号」を「第二十八條第十一項第一号」に改め、同条第二項中「第三十八條第十四項第二号」を「第二十八條第十三項第二号」に改める。

第三号第三項第一号中「大型免許」の下に、又は中型免許を加え、別表第一第五号に掲げる事項(急ブレーキによる停止を行うための走行に限る)に係る教習及び同表第七号を「別表第二第二号及び第七号から第九号まで」に、「の一部として行う観察教習」を「同表第七号に掲げる事項に係る教習」にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る)に改め、同表第一号中「別表第一第五号」を「別表第二第五号」に改め、同表第三号中「大型第二種免許」の下に、「中型第一種免許」を加え、別表第二第三号を「別表第四第一号」に改め、同表第五号中「第二十二号第四項第一号」を「第三十三号第四項第一号」に改め、同表第一号を次のように改める。

大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第五号に掲げる事項(貨物自動車運搬の危険を予測した運転に必要な技能に基く走行を除く)並びに第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては、夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行うもの又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては、自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行う場合に限る)。

第三号第五項第二号中「別表第一第四号」を「別表第二第四号」に改め、同表第三号中「大型第二種免許及び一」を「大型第一種免許、中型第二種免許又は一」に、「別表第二第六号」を「別表第四第六号」に、「に係る教習の一部として夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することにより行うもの」を「の一部について行う眩惑等体験教習」に改め、同表同第六項とし、同表第四項を削り、同表第二号の次に次の二項を加える。

4 府令第三十二号第四項第一号又(府令第三十四号の二第一項第二号において準用する場合を含む)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 大型免許に係る技能教習 別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重が専ら貨物を運搬する構造の自動車(以下、貨物自動車)という)の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習に限る)。
二 大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第二号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習。

5 府令第三十三号第四項第一号(府令第三十四号の三第一項第二号において準用する場合を含む)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 大型免許又は中型免許に係る技能教習 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習。
二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習。

第四号第一項第二号を削り、同項第二号中「規定する」の下に「模擬運転装置(運転シミュレーターを除く)による」を加え、同号を同項第二号とし、同項第一号中「規定する」の下に「運転シミュレーターによる」を「教習時間は、」の下に「基本操作及び基本走行にあつては、」を「一時限、応用走行にあつては、」を加え、同号を同項第二号とし、同項に「号として次の一号を加える。」
一 府令第三十二号第四項第一号に規定する複教習の教習時間は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、中型第一種免許若しくは普通第二種免許又は普通第三種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)を加え、同号を同項第六号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

四 府令第三十三号第四項第一号又は規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては、一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。
五 府令第三十三号第四項第一号に規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

第四号第六項中「前項の」を「第六項の」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、前項第一号中「現に」を「同項第一号中「現に中型第一種免許若しくは」に改め、大型免許」の下に、「中型免許」を「(現に)」の下に「中型第一種免許又は」を加え、同項第五号に改め、同項を同表第八項とし、同表第五項第一号中「別表第三第七号」を「別表第四第七号」に改め、同表第三号を「別表第六第六号」に改め、「現に」の下に「中型第二種免許若しくは」を「大型免許」の下に、「中型免許」を「(現に)」の下に「中型第一種免許又は」を加え、同項第二号中「現に」の下に「中型第二種免許又は」を加え、同項第四号中「第三十三号第四項第一号」を「第三十三号第四項第一号」に改め、同表第一号に改め、同表を別表第五とする。

第四号第六項中「前項の」を「第六項の」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、前項第一号中「現に」を「同項第一号中「現に中型第一種免許若しくは」に改め、大型免許」の下に、「中型免許」を「(現に)」の下に「中型第一種免許又は」を加え、同項第五号に改め、同項を同表第八項とし、同表第五項第一号中「別表第三第七号」を「別表第四第七号」に改め、同表第三号を「別表第六第六号」に改め、「現に」の下に「中型第二種免許若しくは」を「大型免許」の下に、「中型免許」を「(現に)」の下に「中型第一種免許又は」を加え、同項第二号中「現に」の下に「中型第二種免許又は」を加え、同項第四号中「第三十三号第四項第一号」を「第三十三号第四項第一号」に改め、同表第一号に改め、同表を別表第五とする。

7 前項の規定(第三号を除く)は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、同項中「中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあり、及び「中型第二種免許又は普通第一種免許」とあるのは、「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定(第一号ただし書、第四号及び第五号を除く)及び前項の規定は、普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、第一項第一号本文中「四時限」とあるのは「六時限」と、同項第二号中「基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限」とあるのは「四時限」と、同項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同項第六号中「二時限」とあるのは「四時限」と、二時限数(現に中型免許、中型第二種免許又は普通第一種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)とあるのは、「時限数」と、前項中「前項」とあるのは「第四項」と、別表第一第二号とあるのは「別表第二第二号又は第二号」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十二号第四項第一号に規定する無線指導致置による教習は別表第一第一号に掲げる事項であつて、交差点の通行(左折及び右折を含む。以下同じ)その他の無線指導致置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をおげることのできるものと認められるものについてのみ行うものとする。

2 前項の規定(第四号を除く)は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、同項第一号中「中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と、同項第六号中「中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許」とあるのは「普通第二種免許」と読み替えるものとする。

1 府令第三十三号第四項第一号又は規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては一時限)を超えないこと。

別表第五第一号中「別表第三第一号」を「別表第四第一号」に改め、同表を別表第六とする。
別表第四第一号中「及び別表第二第一号」を「別表第二第一号から第三号まで及び別表第三第一号」に改め、同表を別表第五とする。
別表第三を別表第三とする。

別表第一第二号中(坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ)を削り、同表を別表第一とし、附則の次に次の表を加える。

別表第一(第一条 第四条関係)

一 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作その他貨物自動車の運転に係る操作

二 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行(坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ)、路端における停車及び発進、隘路への進入その他の貨物自動車の運転に係る走行(次号から第十号までに掲げる事項を除く。)

三 急ブレーキによる停止を行うための走行

四 府令第二十一条の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行で貨物自動車に係るもの(次号から第十号までに掲げる事項を除く。)

五 方向変換及び縦列駐車

六 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における貨物自動車の運転に係る走行

七 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に基づく走行

十 地形その他の地域の特性に応じた貨物自動車の運転に係る走行

附則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

一 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則(以下「旧規則」という。)第一条第一号の大型自動車免許に係る基本操作及び基本走行 改正後の指定自動車教習所等の(教習の基準の細目に関する規則(以下「新規則」という。)第一条第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行

二 旧規則第一条第二号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第三号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行

三 旧規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行(次号に掲げる場合を除く。) 新規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

四 旧規則第一条第一項第七号の大型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行(全長十メートル未満又は軸距五・五メートル未満である自動車を使用している場合に限る。) 新規則第一条第一項第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

五 旧規則第一条第一項第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

3 この規則の施行の際に次の各号に掲げる応用走行を修了している者は、当該各号に定める応用走行を修了した者とみなす。

一 旧規則第一条第二号の大型自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第二号の中型自動車免許に係る応用走行

二 旧規則第一条第四号の普通自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第四号の普通自動車免許に係る応用走行

三 旧規則第一条第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行(次号に掲げる場合を除く。) 新規則第一条第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行

四 旧規則第一条第八号の大型自動車第二種免許に係る応用走行(全長十メートル未満又は軸距五・五メートル未満である自動車を使用している場合に限る。) 新規則第一条第八号の中型自動車第二種免許に係る応用走行

五 旧規則第一条第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行

4 この規則の施行の際に旧規則第一条第三項第一号、第三号又は第五号に掲げる学科(イ)を修了している者は、それぞれ新規則第一条第一号、第三号又は第五号に掲げる学科(イ)を修了した者とみなす。

5 この規則の施行の際に旧規則第一条第二項第二号、第四号又は第六号に掲げる学科(イ)を修了している者は、それぞれ新規則第三条第二号、第四号又は第六号に掲げる学科(イ)を修了した者とみなす。

6 この規則の施行の際に指定自動車教習所における旧規則第一条第二号の大型自動車免許に係る応用走行又は同条第三項第二号の大型自動車免許に係る学科(イ)を受けている者(改正法附則第六条の規定により改正法第四条の規定による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第八十四条第四項の中型自動車第二種免許又は同項の普通自動車第二種免許(以下この項において「普通第二種免許」という。)とみなされる改正法第四条の規定による改正前の道路交通法第八十四条第四項の普通自動車第二種免許を受けている者を除く。)に対しては、新規則別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時間、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに新規別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこととする。ただし、普通第二種免許を受けた者については、この限りでない。

○国家公安委員会規則第六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第八十二条の二第二項及び第六項の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十日

国家公安委員会委員長 香掛 哲男

運転免許取得者教育の認定に関する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加え、同条第六号中「道路交通法施行規則」の下に「(以下「府令」という。))」を加え、「第二十八条第一号」を「第二十八条第十一項第一号」に改める。

第五条第二項第一号中「外国人」については、外国人登録証明書又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第二条第五号の旅券を「府令第九条の十六第二号の登録証明書等を含む。」に改める。

第十一条中「道路交通法施行規則」を「府令」に改める。

附則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条第六号の改正規定(道路交通法施行規則)の下に「(以下「府令」という。))」を加える部分に限る。、第五条第二項第一号の改正規定及び第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第百八十二号)附則第二条第一項ただし書の規定に基づき、指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則を次のように定める。

平成十八年二月二十日

国家公安委員長 香掛 哲男

指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則

道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第三条第一項ただし書の規定による別段の申出は、指定自動車教習所の設置者又は管理者が次の事項を記載した申出書を当該自動車教習所を指定する自動車教習所として指定した都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

- 一 当該申出に係る指定自動車教習所の名称及び所在地並びに管理者の氏名及び住所
- 二 当該申出に係る道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)第四条の規定による改正後の道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十四条第三項又は第四項の免許の種類
- 三 前号に係る免許の種類について道路交通法施行令の一部を改正する政令附則第三条第一項本文に係る指定を受けたとみなされることを希望しない旨

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第三十一号

道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十三条第四項第一号ハの規定により、平成十六年内閣府告示第二百八十七号(道路交通法施行規則第三十三条第四項第一号ハの規定により内閣総理大臣が指定する模擬運転装置及び同号ニの規定により内閣総理大臣が指定する無線指導装置)の部を次のように改正する。

平成十八年二月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

第一条第一号中「大型自動車免許」の下に、「中型自動車免許」を、「大型自動車第二種免許」の下に、「中型自動車第二種免許」を加える。

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○国家公安委員会告示第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則(昭和五十二年国家公安委員会告示第二号)の一部を次のように改正したので、告示する。

平成十八年二月二十日

国家公安委員長 香掛 哲男

第五節第八節五中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、同節五(6)中「付表五(5)」に改め、同節五(6)を(4)とする。

第五節第八節中8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 放置車両確認標章

(1) 違法に駐車している車に対しては、放置車両確認標章(付表五(6))が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

(2) 放置車両確認標章は、破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

(3) 放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者、運転者やその車の管理について責任がある者は、これを取り除くことができます。運転するときは、交通事故防止のため、放置車両確認標章を取り除きません。

第十一節第二節I(1)中「次のことを行う」を「運転者に交通規則を守らせ、安全運転管理者などに安全運転の管理をさせる」に改め、ア及びイを削り、同節I(3)中「エの行為1を「ウの行為」に改め、イを削り、ウをイとし、エをウとし、同節I(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 車の使用者は、車の適正な駐車のために必要な措置を講じなければなりません。

第十一節第二節Iに次のように加える。


(5) 公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられた車の使用者は、それ以前に放置違反金の納付を命ぜられたことがあるときは、一定期間その車を運転したり、運転させたりすることができなくなる処分を受けることがあります。

(6) 放置違反金を納付する期限までに納付せず、公安委員会から督促を受けた自動車の使用者は、その放置違反金、延滞金及び手数料を納付したことなどを証する書面を提示しなければ、新たに自動車検査証を受けることができません。

第十一節第二節I(2)中「放置行為」を「違法な駐車をした場合において、運転者が車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為」に改める。

付表五(5)を削り、(6)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 放置車両確認標章



駐 止 禁 止
速やかに移動してください。

この車は、「放置車両」であることを確認しました。

この車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命ぜられることがあります。

なお、この標章が取り付けられた車の車庫から取り出して30日以内に、この車を移動しなかった場合は、この標章について匿名の報告をした場合、公安委員会は調査を行い、詳しくは警察官事務所の標章交付された場合は、この限りではありません。

取 扱 者	警察官						
電話番号	警察官						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;">通 行 時 間</th> <th style="width: 50%;">取 扱 場 所</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>	通 行 時 間	取 扱 場 所					
通 行 時 間	取 扱 場 所						
状 態 検 査							

この車の使用者、運転者その他の車の管理責任者以外の者がこの標章を撤去、汚損し、又は取り壊すと処罰されます。

標章するときは、交通事故防止のため、この標章を取り除いてください。

文字は紺や黒
地は黄
記号と「放置車両確認標章」、「放
置車両」の文字は赤

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十八年六月一日)から施行する。